

平成23年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年12月9日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第3号 平成23年度 御宿町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第4号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第5号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第6号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第 1 発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について

出席議員（12名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君

11番 貝塚嘉軼君

12番 白鳥時忠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君 係長 市東秀一君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願ひします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔をお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問後、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 大 地 達 夫 君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、7番、大地達夫君、登壇の上、ご質問願ひます。

(7番 大地達夫君 登壇)

○7番（大地達夫君） 7番、大地です。

議長のお許しが出ましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

質問に入ります前に、いささかのどろぐあい、声帯がどうも反抗期に入ったようで、コントロールできません。聞き取りにくいところが出てくるかもしれませんが、ご容赦願ひます。

よろしく願いいたします。

まず、昨日の一般質問を聞きながら、活性化に関するものが非常に多いなという印象を深くしております。それだけ経済活動に対する閉塞感といたしまししょうか、切迫感といたしまししょうか、何とかせねばの思いが非常にあらわれているのではないかと思う次第でございます。

そんな意味で、6月議会に提出、承認されました購入券セットの宿泊クーポンによる「おんじゅくとびっきり元気！キャンペーン」は、昨日の大野議員の質問とその答弁で承知いたしましたので、割愛させていただきます。それ以外の海に関する観光関連のことで幾つかお尋ねしたいと思います。

その前に、一つ確認しておきますが、御宿町の住民にとりましては、交流人口のもたらす経済効果があって、御宿町を大きく支えてきた。そしてこれからも観光は、とても重要な基幹産業だという認識は、観光産業に直接かかわる人たちだけではない、共通の認識となっているのだらうということ、まず確認しておきたいと思います。

町民花火大会で、自分が見る機会はないであろうと承知している人ですら、文句も言わないで、ささやかかもしれませんが、浄財を提供し続けてくれている。これなどもその一つのあらわれでしょうが、観光振興は、観光業にかかわる人だけの問題ではなく、住民全部にかかわる重大な関心事なんだということをご承知おきお願いいたします。

そこで質問ですが、かつて御宿の元気を支えてきた、海水浴シーズンを挟んだ観光業で、民宿に代表される宿泊業や海岸売店、お土産等の物販等の推移等、現状をお尋ねいたします。

この夏に関しましては、キャンペーンで使われたクーポンの枚数から類推した全体の宿泊者数等が昨日答弁されておりましたが、例年ですと、その実数を把握することすら難しいというような話を聞いたことがあります。海岸売店も、年々廃業するところが出てきているようで、大変寂しい状態ではないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 民宿業や海岸売店などの推移と現状についてお答えします。

宿泊業については、それぞれ最盛期の軒数を比較しますと、宿泊業は昭和55年のホテル、旅館、民宿などを合わせて287件をピークとし、本年では60軒ということで、率に直すと79%減という形です。海岸売店については、昭和45年の33軒をピークとし、今年度では13件、率に直すと61%減と大きく減少し続けている状況でございます。

○7番（大地達夫君） 数的な大幅な減少というのは、非常に明らかになっておりますが、夏のピークのシーズンですら、町なかを歩く人が少なくなったなというのは、実感として感じる

ところでございます。かつてあの広い砂浜が人で埋め尽くされ、民宿に泊まれずに宿を探す人が町にあふれた時代というのは、まさに高度成長期に向かい、右肩上がりの活気が日本じゅうに満ちあふれた時代でした。都会の貧しい住環境と猛暑から逃れて、開放的な大自然の中での海水浴というのは、当時の最先端な余暇の過ごし方だったことだろうと思います。その上、親戚にでも来たかのような心のこもった民宿の対応は、ますますその時間を価値あるものにしたに違いありません。これらを意図して仕掛けた御宿の先人がいたおかげというのも事実でございますが、よそからそのヒントをもらったとしても、そのときの時代のニーズを最先端でキャッチして展開したということが、世の中の先頭を切って走れたという直接のきっかけではないでしょうか。

時は移って、今、御宿は、とにかく間違いをやってしまったということではありません。ほとんどがその当時のままをやっている。なのに、何でこういう状態になったのか。言ってみれば、時代が御宿の上を通り過ぎていってしまったということではないでしょうか。社会の住環境もひっくり返して、世の中のすべての価値観が変わっていく中で、御宿が仕掛けたことの上を時代が通り過ぎていってしまったというような感じを受けるわけでありまして。時代の先端を走るということは、なかなか計算してできるものではありません。たまたま仕掛けたことが時代の先端ニーズと遭遇したという偶然に近い結果なのだろうと思います。

次の質問は、無責任というか、そんなのあったら聞きたいよというような質問ですが、海関連での新たな観光施策や新たなヒットにつながるヒントはないのかということです。いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご質問の趣旨としては、減少を続ける宿泊業や海岸売店の観光施策の中で、海岸売店などの新規参入の可能性についてのご質問だと理解しておりますが、町ではすばらしい白砂青松の海岸保全や各施設の維持、機能向上に努め、まずは観光客が御宿町へ来る動機づけを図りたいと考えています。

また、御宿町はおおよそ縦横5キロメートルの小さな町に、海岸部と農村部の全く異なった空間を有し、この異なった資源を活用したグリーン・ブルーツーリズムの推進を図りたいと考えています。

また、海岸売店につきましては、先人たちの努力によって、日本での数少ない暴力団などの受け入れ営業を排除してきた経緯もございますので、現状の新規参入については理解できますが、慎重に考える必要があるものと考えております。

○7番(大地達夫君) 質問の趣旨を酌み取って、先に回答いただいたわけですが、観光目玉というのは、もちろん海岸売店、民宿のサービスだけではありません。もちろん農業も絡んできますし、自然環境も大いに絡んできます。そのことについては後に触れたいと思いますが、海岸売店そのものも海岸売店組合の規約によって、外部から好ましからざる勢力が入ることを防いできた。過去には訴訟もひっくるめて大変苦労されたという話は承知しております。そして、その規則そのものが今までの御宿を守ってきたんであろうということも推測できます。しかしながら、湘南での新しい海の施設の取り組み等を聞きますと、若い人たちが群れ集まるといようなことも聞きますが、外から入れないということ。また、中で例えば共同営業ができないということもひっくるめまして、海岸売店そのものの変質、変貌に対して、逆に今となつては足かせとなることが多々あるのではないかと思う次第です。どのようにそれを手直ししていくかというのは、非常に微妙な問題でありますし、まさに営業されている方の利益に結びつくことではあります。海岸売店の魅力そのものも、御宿に人を集める大きなファクターとなる可能性もあるのではないかと。その意味も含めまして、ぜひその対処の仕方、新たな取り組みが芽生えてくれますことを大いに祈念しております。

海のほうのことに關しては、ひとまずおきまして、昨日の貝塚議員への答弁でも一部触れられておりましたが、中山間地整備事業の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。まず、作業のスケジュール等、いかがになっておりますでしょうか。

○議長(中村俊六郎君) 藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原 勇君) まず、ソフト部門の状況ということでお答えさせていただきますが、中山間地域総合整備事業は、申請時に計画いたしました営農計画を進めるため、今年度工事が完成した実谷初崎地先に、実行委員長を講師とした5名の農家が11月末に小菊苗の発注を行い、小菊生産の実験栽培を進め、また、上布施打越地先においては、60アールの畑に小麦の作付などを現在では検討している状況でございます。

○7番(大地達夫君) 一部でき上がったところから、実験的な取り組みがなされているということではありますが、工事全体の完成というのは、いつを讀んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長(中村俊六郎君) 藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原 勇君) 国の財政、これはあくまでも町の計画では5年後。平成27年をめどとしておりますが、やはり国の財政状況などを考えながら、当然ある程度の工期的な完成時期が延びるようなことは想定されています。

○7番(大地達夫君) 今大変話題になっておりますTPP等も関連いたしますが、今後の農

業のありようというものも、大きく変貌を迫られているというのが現状だと思います。もちろんTPPの問題がなくても、長いこと守られてきた米を主体として農業だけでやってこられたというものが、それだけでは立ち行かなくなっているということは、農家も実感として感じているところであります。今回まとまった整備された農地が誕生するわけですが、これをきっかけに、この農地を使った新しい発想の営農が求められているのではないかと思います。

その具体的な取り組みと今後の見通しをお聞きしますが、実験的に始まった小菊、麦、そのほかに今後どのような取り組みがされようしているのか、お聞かせ願います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 確かに現状の農業については、水稻を優先した制度ということで、日本の制度もそういった形で進めておりますが、現在、この中山間事業で行っている内容につきましては、営農計画の基本的な作物である花卉を生産をするため、また小菊の先進地視察などを行いながら、また実際に講習会などを開催し、本年度は、先ほども申し上げましたが、工事が完成する圃場に対しての話し合いを行い、今後そういった花卉を中心にした体制づくり、また、水稻も当然その中でやっておりますが、次の加工までについて、現状では協議されている状況でございます。

○7番（大地達夫君） 私自身が農村部に住んでいますが、周りで行われている今の整備事業の中身がどのようなことで進んでいるのかということは、余り情報がないので、完全には把握できておりませんが、花卉を中心とした展開、特に畑に関しては、そのような取り組みかと今お聞きしました。

かつて御宿町も、花卉——花の取り組みというのは行われたことがあります、そのときには専ら、ストックを使った花の振興だったと思います。一番出荷を目指した取り組みだったのですが、市場出荷の壁の高さというのがかなりありまして、それを断念してカジュアルなフラワー、花、直売するという方向に転換したと思います。この地域の花の需要全体をひっくくめて、広大に誕生します畑を使った花卉生産が、どこまでそれをカバーし得るのかというのは、いささか疑問なところもあるのですが、それに関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、花卉を中山間事業の中の基本としたことにつきましては、1点目は一般的な農作物については、非常に高齢化やそういった問題から、できるだけ軽い、作物をまず中心に検討したいと。それとあわせて、やはり先ほどから出ていますが、御宿については、観光がやはり基幹産業ということもありますので、見せる、そういった面も含め

まして花卉を中心とした営農計画となっておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（大地達夫君） まずは現状に合わせてスタートする、これしかないわけですが、全体に農家そのものが高齢化しております。かつて基幹産業の一つの柱として、農業も厳然と確立していたわけですが、後継者も生まれない現状というのに、農家も一様に大きな不安と、ある意味ではあきらめを感じるようなところもあるんだらうと思います。米さえつくってれば何とかあった時代は終わりました、今後は生み出した農産物を直接販売するというのももちろんですが、それを加工し、またそれらを使ったサービス業にも手を広げるとい、いわゆる6次産業化が求められているわけです。これを成功に導くには、どのような作物が有利なのかということは、日々検討されているだらうとは思っています。そしてこれを見きわめて、将来にわたって何が成り立ち得るか。そこを絞っていくということが、そのプログラムをつくるということが、成功に結びつくのかどうか。今着手していることの成果が得られるのかどうかということに大きく変わっていくんだらうと思います。そのためには、今、農家が直接持っている情報というのは、余りにも少ないのではないかという危惧があります。それに関しては、いかがお考えでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） ご指摘のとおりだと思っています。ただし、中山間実行委員会で行っている話し合いにつきましては、基本的には例えば実谷、上布施に閲覧場所を設けまして、そこに今まで行った話し合いについては閲覧できるような体制はとっております。

また、今後の可能性の中で、情報については、できるだけ出しながら、その一環として、昨年度まで行っておりました立教大学の講師の方を呼びまして、そこでいろんな観光に関する情報、また先進事例などを紹介しながら、農家に1人でも2人でもその内容についてやはり気づいていただく、そういった事業を今まで行っておりました。というのは、実際に農業を行なっている農家の人たちがまず気づくことから始めることが肝要かということで進めておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（大地達夫君） 今のお答えに非常に共感する部分も多々あるわけですが、今回の整備事業に直接かかわっている農家というのは、今まで自分がやってきた農業とはかなり違うものを要求されて、かなり戸惑いながらも必死に取り組んでいるという様子がうかがえます。しかしながら、これが正解ですとか、こうすれば間違いはありませんという確かな指針がない中で、どこをどうたどってどっちへ行けばに行けば、より成功に近いのだらうかという情報やアドバイスはぜひ欲しいところですし、また、それがどこにあるかもなかなか把握できないというの

が現実だろうと思います。成功事例をそのまま持ってきて実践したところが、時に既に遅しという失敗を、この御宿町でも何度か目にしております。同じ失敗をするわけにはいきませんし、ある意味この中山間地の総合整備事業を契機とした変貌というのが、御宿の農業の将来を決めてしまうといっても過言ではないと思います。ぜひともより多くの情報が集められますように、そして確かな見通し、見識を持ったアドバイザーを見つけるということも大きなことかと思いますが、これとても、そのアドバイザーが100%回答をくれるという保証は何もありません。手にした情報をもとに、どうアレンジして、工夫して取り組んでいくか。それはまさに現場に求められるわけです。その資質のために、今学習しているということもうなずけますし、ぜひその動きはとめないで続けていただきたいと思います。

実は今回の整備事業で生まれます農地の背後には、手が入らずに、多少荒れてきておりますが、豊かな自然と人々の営みが、昔をそのままに営々と残っております。農地を使った営農の方向性の変化を契機に、そこに隣接する山林や遊休農地にも、実は大きな価値を生み出す可能性があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） これにつきましては、新規就農、いわゆる新しい農家の呼び込みということだと理解しております。このためには、食と住環境や農地法の農業者になるための一定の要件の耕作面積、いわゆる0.5ヘクタールの問題があり、新規就農者が農地を耕作し、かつ一定の期間、衣食住を受け入れるだけの可能性のある農業組織が今後必要だと思っています。そのほかに、遊休、農機具の有効活用などが考えられると思います。これについては、新規就農者は、新しい担い手、また定住化の促進や遊休農地の解消のため、御宿町が抱えている大きな問題を解決の一助の可能性もあることから、今後とも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（大地達夫君） 新規就農の問題に関しましては、後から出ます就農機会の創出というところでも触れるつもりをしておりましたけれども、観光に関しても、事あるごとに、御宿でやはり通年化ということが大きなテーマとして挙げられております。夏の海水浴だけでなく、年間を通していろいろ仕掛けができる農業というのは、その大きな力となってくれる手つかずの商材だろうと思っています。今回でき上がります農地の背後にある山林も、今は荒れている状態ではありますが、そこに何かを植えること、また何かを栽培することによって、新たな価値を生んでくれる可能性は多々あるんだろうと想像できます。この辺の研究するための機能もぜひ、今の農家というだけでなく、全国の事例を熟知した人も仲間に入れながら、ぜひ検討を

していただきたい。この機会を逃がすともう二度とチャンスはないだろうと、御宿の農業のありようも思っております。ぜひ生かしていただきたいと思います。

猛烈なスピードで競争して突っ走ってきました日本の社会も、ここに来て徐々に変化があらわれて、経済的な成功だけでなく、安らぎややりがいや安定に価値を求める人もかなり増えてきております。豊かな自然の中で土と触れ合いながら生活が成り立てばという若者もかなりおります。親の農業に見切りをつけて都会に出ていった若者たちというのは、都会で働けるうちはなかなか戻ってくることはないというのが現実ですが、都会で育ちながら、都会のストレスから脱出したいという就農希望の若者たちが、新たに取り組もうとしている御宿の農業に加わってこれることができるなら、こんなに心強いことはないのではないかと思います。ぜひ、先ほどの回答の中身をより充実させまして、その可能性を広げていただきたいと思うところでございます。

さて、次のテーマに移らせていただきますが、石田町政となりましてから、定住化促進への取り組みが積極的に行われていますが、この3年間でどのような取り組みが行われ、そしてどのような成果が出ているのかを教えてください。

昨日の白鳥議員の答弁の中でも、転出者に比べて転入者が年間50人ほど多く、人口の自然増が緩和されているというお話が出ておりましたが、転入してこられた方々の、大まかで結構ですが、年齢層がわかりましたら、それもお願いいたしたいと思います。そして、その転入された方の中で、なかなかこれが実数は把握できないことだと思いますが、御宿に移住してきて新たに就業できたというケースがあれば、それも教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） では、定住化ということで、きのうもご質問ありましたけれども、人口の推移について、まず1点目、ご説明いたします。

平成15年の国の調査機関が出した数字では、あと19年、2030年には御宿の人口は、県内で一番少ない5,500人程度となるという見込みが出ております。実際に国勢調査、17年と去年行いました、22年度、5年間の推移で見ますと、昨日申しましたように204人、率にして2.57%減少しております。これについては、夷隅安房地区の中では、鴨川、館山に次いで一番低い率でとどまっているという状況でございます。また、長生郡市の中では、睦沢、白子、長柄、長南については、御宿よりももっと進んでいるという状況が出ております。これは国勢調査の数字でございます。これは昨日も申しましたけれども、例えば地方交付税の基礎数字として使われ

ると。実際に今何人いるかという調査と、一方で、町の把握の中で、住民基本台帳に登録されている方、これが何人いるかという調査を行います。これについて、過去3年で見ますと、20年から21年の3カ年間で、トータルで出生が117、死亡が367、この自然動態の差が250となっております。一方、社会動態。転入、転出ですが、転入が951、転出が711で差が240人ふえているということでございます。自然動態で250のマイナス、社会動態で240のプラス、合わせまして3年間で住民基本台帳の差はマイナス10ということになっております。

これについて分析してみますと、若年層が転出が多いと。20代、30代で70人程度転出されている。逆に70代、80代が50名程度増えているという状況が出ております。観光のイベント等、またパンフレットもつくって、町の魅力を訴えているという状況があって、また自然環境に恵まれているという状況もあって、転入が多いんだろうという推察をしております。

また一方、ご質問の、この3年間、どういう施策を行ってきたかというご質問でございますけれども、これまで定住化の希望者のニーズ調査やアンケート調査、また都市部を対象とした体験ツアーの実施などを行ってきました。具体的な取り組みとしましては、21年度において、町のほうにプロジェクトチームをつくりまして、まずは農村部や町内のマンションの空き家の実態調査を行いました。22年度におきましては、定住パンフレットを6,000部作成いたしまして、町内の観光案内所、月の沙漠記念館やイベント会場の配布とあわせて、東京都内2カ所で、ふるさと回帰支援センター等で昨年の7月から配布をしております。

また、緊急雇用を利用しまして、定住化促進ニーズ調査、過去5年間に御宿町に住まれた方を対象に、各地区から区長さんを通じてご協力いただきまして、ヒアリング調査、また都市住民の定住化に求めるニーズ調査、あわせて町内の空き家調査、実態調査ですね。この辺を行いました。23年度につきましては、御宿町に別荘を所有されている方すべてにはがきでアンケート調査を行いまして、御宿に今後お住みになるかと。御宿に求めるもの等について調査を行っております。また、今年度につきましては、昨年行われましたニーズ調査に基づきまして、都市住民を対象とした御宿の里山、里海体験ツアーを11月に実施いたしまして、おおねむ定年前のご夫婦の方を中心に、33名の参加をいただきました。参加者の中には、今言ったように、定年を控え、田舎暮らしを考えている夫婦の方が多くて、御宿にいらっしゃっていただいて、実際に収穫祭等にも参加をしていただきましたので、里山体験や歴史文化に触れていただきながら、魅力ある御宿を伝えることができたと考えております。

また、今後について、一定期間、県の補助制度も活用しながら、体験ツアーを行うとともに、先輩移住者の皆さんによる御宿の暮らし案内人の育成を考えてみたいと。検討する必要がある

と認識しております。

また、先ほど申しましたけれども、空き家調査の中で、町内には300近い空き家がありまして、そのうち7割は入居可能であるという結果が出ておりますので、それについても現在、町ホームページのバナー広告には、多くの不動産会社が広告を掲載しておりますので、これらの方と、空き家情報については連携しながら情報を発信していきたいと考えております。

また、ご質問の、移住されて新たに就業できた例はあるのかというご質問ですが、御宿に移住されて、農業に従事されている方や、サーフショップを開業された方、またこちらに住居を持って、平日は都内に勤めて、土日はこっちへ帰ってくるという方と、個々の事例については承知しておりますが、全体がどうなのかというまでは、申しわけありませんが、把握はしていません。

○7番（大地達夫君） 都会から移ってくる、恐らく都会だろうと思いますが、転入してくる人の数が多いことで、人口の自然増が緩和されているという話は、昨日も伺いましたが、団塊の世代が仕事を離れる。その一つのピークをもう既に通り過ぎつつありますが、各地、そういう人たちを対象として、移住を進めるいろんな動きがありました。その人たちの、単なる経済効果だけで言うのは大変失礼だと思いますけれども、65歳過ぎのご夫婦2人が移住してくれば、どれだけの経済効果があるのかという試算をそれぞれの行政はされて、そのようなアプローチをかなりの経費をかけながら移住を進めるという動きも知っております。御宿町は非常に自然環境が恵まれており、また気候も温暖ということで、時間がゆったり流れるというこの町に住みたいという人がたくさん出てくるのもうなずけるところであります。年齢がいったからだめ、いいという話でなしに、若い人の中でも、この町にもし住めて、家族ともども心豊かな生活が成り立つのであれば、ぜひ住みたいという人がかなりいるのではないかと容易に推察できます。町の人口動向というのは、人口と数字というだけであらわされますが、そこに若いエネルギーがどれだけあるのかということも、町の元気には重要な要素なのではないでしょうか。特に若い人たちにとっては、今を支える仕事があるかどうかということが、そこに移住する一番の大きな動機づけだろうと思います。

残念ながら、現御宿町には、それほど就業機会が見つかるわけではありません。と言いますと、すぐにそこに企業誘致という話が出てきますが、今の社会情勢からいっても、企業が海外に移るといった話はしばしば聞くのですが、地方に進出しようという企業はあるとはなかなか考えにくいところです。

そこでお尋ねしますが、大量の雇用機会をつくり出すということは無理としましても、1人

でも2人でも希望から就業機会をつくり出すということに、行政が直接取り組むということではできないものだろうかということです。ベンチャー企業の育成というのは、都会では積極的に行われるようになってきていますが、千葉県の動きはそこのところがやや手薄のようですし、御宿町が直接そこに着手するというのは、そこに至る情報が不足しておりますので、このベンチャー企業に関することは次にとっておくとしても、次に御宿で業を営んでいるすべての業態に対して、雇用増につながる可能性のあるところに重点的に支援をして、雇用機会を生み出す。そういう可能性はないのかということをお尋ねいたします。

製造業、農業、漁業、サービス業問わずに積極的に呼びたいというところを絞り込んで、肩入れをしていくということで、そのような機会がつかれるのではないかと。大体において行政というのは、特定の企業や個人に直接肩入れをするということはためらうものであるということでは理解いたしますが、かといって、商工会や何々組合経由ですと、途端にその色が薄くなってしまいうというケースも何度も目にしております。

行政が直接そこにかかわれるようなシステムをぜひ考えていただきたいですし、その可能性について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、今の御宿町の就業の構造についてご説明しますが、御宿町については、昭和30年の第1次産業の従事者については2,223人、率にして56%。第2次産業については571人の15%、第3次産業については1,156人の29%に対して、平成17年国勢調査では、第1次産業が307人の9%、第2次産業については693名の21%、第3次産業については2,341人の70%と、大きく就業構造が変化しています。

この状況は、昭和30年代、戦後、世の中が平穏になり、海水浴客を中心に観光客が増え始めた大きな就業構造が変化した時期でもあります。

町でも増え続ける観光客を中心とした観光振興を基幹産業としてとらえ、就業提供の場を図っておりましたが、昭和60年以降は、観光客のニーズの多様化に伴い、減少傾向となり、通年型観光へのさまざまな政策をとっておりました。

また、12月の1日の新聞報道では、一流半導体メーカーが閉鎖するなど、ますます近隣を含めた就業の場が少なくなっている状況です。

御宿町としては、大きな企業もなく、また、この御宿町の特性を生かした第1次産業の活性化による雇用の創出が挙げられると思います。

議員のご質問のように、個人に対しての支援策というと、なかなか現状の行政では難しいも

のと考えていますので、よろしく願いいたします。

○7番(大地達夫君) 御宿町の就業構造、1次、2次、3次産業の変遷というのはよく理解いたしました。3次産業、要するに観光業が中心だと思いますが、これが隆盛を迎えていた時代には、全部それが受け皿になって、1次産業がそちらに吸収されたのであろうということも理解いたします。ただ、世の中の変化が大きくなるにつれて、例えばであります、土建業の人たちがまた農業に戻る。農業から土建業に携わるようになった人たちが、土建業の仕事そのものも減ったこともありまして、土建の帰農、農業に戻るというような大きな現象も起きているところであります。そういう意味では、当初にお尋ねしました農業の懐が深くなれば、まだまだ就業の機会は生み出せるものだろうと、それも推測できます。また、観光振興の施策が実を結んでくれば、そこにも雇用の機会は生まれることだろうと思います。ただ、これをつくるというのは、漠然と投網で投げて、その先が見つかるというのは難しいのが実勢だろうと思います。そのためには、一つでも二つでも、1人でも2人でも、そのような機会ができるような、そのための取り組みというのを、現答弁では行政が直接するのは難しいということですが、ぜひその打開策を、改善が直接できないのであれば、どのようにしたらそれができるのかという、そういう取り組みも、ぜひ怠らずに続けていただきたいと思います。

これで通告しました一般質問も内容は終わります。これは最後になりますが、通告書に載せていませんので、お答えいただかなくても結構ですが、たびたび話題に出てきます旧御宿高校跡地購入の件です。購入反対の意見というのが多く述べられておりますが、単純に企業誘致、雇用機会の創設という観点から見れば、今回のケースは、他の町村では飛びつくくらいに面白い話ではないかと思えます。購入後無償でその跡地そのものを提供するから進出してほしいというくらいのレベルでの話ではないかということをお願い添えまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中村俊六郎君) 以上で7番、大地達夫君の一般質問を終了します。

ここで11時まで休憩します。

(午前10時45分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

まず、第1点目であります。昨日、今日と議題になっております御宿高校跡地問題についてお伺いをしたいと思います。

まず、経過について改めて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、ご質問の旧御宿高校の廃校から現在までの経過についてご説明させていただきます。

まず、平成13年9月に県で県立高等学校の再編計画案が示されました。内容につきましては、夷隅郡市においては、御宿高校、大多喜女子高校を他校と統合し、廃校とするという内容でございました。これを受けまして町は、御宿高校の存続を県に要望、陳情しております。平成17年7月に、県立高校再編計画の最終案が公表されまして、町は引き続き御宿高校の存続を要望いたしました。県の方針により廃校が決定し、町は高校跡地につきまして、県のほうに福祉、教育、観光等の産業振興関係での活用を要望しております。平成19年3月に実際には県立若潮高校と統合し、廃校となっております。町議会のほうから、平成19年度の県町村議会定例総会に、県立若潮高等学校御宿校舎跡地利用に関する要望書を提出されております。内容等については、福祉関係の資格を取れる学校の誘致という内容の要望でございます。これに県教育庁としては、県の回答は、御宿校舎を活用しないことを決定し、県庁の中の全庁的な県有財産活用処分促進委員会にて審議を依頼したという回答を得ております。平成19年10月に東京の学校法人から県へ、大学のセミナーハウスの候補地として、旧御宿高校の照会がありました。これを受けて20年の6月に、この照会のあった東京の大学が御宿高校を視察をしております。20年秋に、そこの視察した学校から、その学校は、千葉県と茨城県の県立高校、両方を検討した中で、結果的に御宿高校のほうの跡地を活用を断念するという連絡を受けております。21年4月に県管財課から、高校跡地を一般に競売したいとの協議が町のほうにありましたが、町は従来から福祉、教育、産業振興関連で、町の活性化になる法人や企業誘致を要望しており、

単に競売の落札価格にて決定してしまうのは困るということを説明し、今後町も県と協力して誘致活動を行うので、当面は競売は実施しないことを要請して県の了解を得ております。21年の5月以降、県内また都内の大学に対して、町は誘致活動を開始いたしました。21年8月に、県の紹介により、都内にある学校法人が現地を視察しております。また22年7月、町の誘致活動によりまして、県内の大学が現地を視察しております。この県内の大学については、後日、グラウンドが狭くして体育館がない等の理由によって、お断りの連絡がありました。昨年22年11月、県の担当課が来町いたしまして、町が旧御宿高校の土地、建物を公共用に活用する場合の土地の鑑定価格を示して、町は買わないと。それを検討してほしいということでございました。鑑定価格、土地建物、合わせて3,840万円。これについては、5年間の売却禁止事項がありまして、部分的にはほかに貸していいという条件でございます。また、町が直接すべての施設について、公用、公共用の目的で使用するのであれば、さらに3分の1の減額が適用となり、売却額は2,560万円ですという提示があり、これについて検討してほしいということでございました。減歩の場合については、10年間の売却または目的以外の活用禁止事項があるということでございました。これについて、平成22年11月に議会総務常任委員会、また議員協議会でご説明いたしまして、12月に議会と町の課長クラスで現地を視察しております。また、町の職員、課長補佐、主査クラスの現地視察をして意見を伺うということです。

23年1月にお知らせ版が一般の住民の皆さん公募いたしまして、また町づくり推進委員会の現地視察をして、意見聴取を行っております。あわせて45名の方が視察に参加されております。

ことしの2月なんですが、現在視察いただきました中央高等学院という通信制の高校のサポート校が、県を通じまして、御宿高校の活用についての申し出がありました。その後、3月11日の震災があるわけです。

平成23年5月に町づくり推進委員会にまた旧御宿高校の経過についてご説明して意見をいただいております。23年の6月に全員協議会において、御宿高校についての説明も行っております。6月定例会で御宿高校を購入する公有財産購入費2,560万円を含む補正予算案を提出いたしました。結果、公有財産購入費を削除した修正案が賛成多数で可決されております。

7月になりまして、2月に一応話のあった中央高等学院から具体的な跡地の提案がございまして、これについて10月以降、一応総務常任委員会、また議員協議会、課長の説明会等を行った後、議会のほうには11月21日に視察に合わせて現地をご覧になっていただいております。

以上が今までの経過でございます。

○3番（石井芳清君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

この中で、今問題となっております県が町に対しての購入の申し出ですか、23年11月にあったということと、それから、23年2月に第1案というご説明をいただいたところではありますが、中央高等学院が来町されていると。旧御宿高校の活用について申し出があったというようなご説明をいただいたというふうに思います。

お伺いしたいわけではありますが、6月提案の内容ですよね。それと今般説明いただいております、協議中であります内容との違いというのは、どういうものなのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 昨年11月に県が示した御宿高校土地、建物を含めた鑑定評価額、これが3,840万円ということでございます。これについては、これに利用するということがありますが、部分的には貸し出していいという条件と、あと5年間は売却禁止という条件であります。6月に上程しました2,560万円は、それに加えて、すべての建物を町が使うと。どこにも貸してはいけないと。公共、公用に使うんだという部分については3分の1の減額があって、3,840万円の3分の1、2,560万円の価格となるということでございます。これについては、先ほど申しましたように、減免の場合、10年間の売却、目的外活用の禁止事項があわせてあるということでございます。

○3番（石井芳清君） そうしますと、確認をいたしますと、6月の案では、今協議中であります第1案、繰り返しますけれども、中央高等学院の利用というのは考えられないような提案内容だったということよろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） そのとおりです。

○3番（石井芳清君） たしか、きのうの一般質問の中にも、この6月議会を迎えるにあたって、前段でもさまざまな協議が展開されました、議会としてですね、説明協議があったと思います。その中で、前段者の指摘もありますけれども、いま一度、一言で言うと精査すべきではないか。時間をもう少しかけるべきではないかというような声が多数出ておったというふうに思います。その中で、6月議会を迎えた中で、途中でご本人、提案者による取り下げというのも事務的には可能だというふうに思うわけですね。それで、もしあれが——もしという言葉は不適切かもわかりませんが、可決しておれば、今般のような利用形態というのはできないはずですよ。これについて町長、どういうふうに考えておられるんですか、提案者として。もう一度お聞かせ願います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨日の白鳥議員さんのご質問に対して答弁をさせていただきましたが、まず、6月定例議会のときは、とにかく3.11の大災を受けまして、あの高台にある旧高校跡地をとにかく町の財産として活用を図りたいと。その第1点目は防災としての施設と。防災対策ということでありました。そして第2点目は、活性化のための活用ということでございます。今ご質問の内容は、その安価なほうの、2,560万円で買った場合は、今のような3,840万円で提案したような内容の利活用ができないじゃないかと。具体的には民間活力の導入はすぐにはできませんけれども、そういう一つの制限があるわけでございますが、私はそのときは、とにかく町民の皆さんの生命、財産を第一として考え、とにかく購入しなければいけないということでご提案をさせていただきました。今、企画財政課長が第2点目の地域経済の活性化、活力を生むための活用を全く考えていないような答弁をしましたけれども、私の気持ちは、前々から皆様方にお伝えしているように、大きな目的は2点ありました。それは、2,560万円であろうと、3,840万円であろうと変わりません。しかしながら、その活用の、民間活力の即導入できるところは3,840万円でよろしいわけですが、2,560万円の中で、じゃ、その中でどのような活用ができるのか。地域のためにどのような活用ができるのかを考えていくと。その前に防災の生命、財産を守るという考えでご提案させていただいたということでございます。

○3番（石井芳清君） 23年2月に申し入れがない。要するに6月以降にそういう申し入れがあるんだったらわかるんですよ。同じテーブルに乗せて、議論もすべきだったんじゃないですか。

それともう一つありますが、町長、たしか直感というようなお言葉を過日使ったかと思いますが、そうであれば、いま一度精査すべきだという、こういう声。また、現実的には修正動議がなされて可決、成立したわけですね。しかも1票差じゃありません。圧倒的多数だったというふうに私は理解しております。これ大変大きな問題だと思うんですね。その後、議会議員選挙がありましたが、現職はすべて当選をいたしました。これも一つの民意である——あなたがよくおっしゃいますが——というふうに思います。

やはり町長、この間も協働の町づくり、議会にもきちんと説明しますよと。対話をしていきますよと、幾度となくさまざまな場所でおっしゃっているというふうに思います。私それ非常に大事だと思うんですね。一方で町長は、財政の調整権ですよ。それから執行権持っています。ですから、それを独占的というか、独断的というか、言葉のあやはあるかもわかりませんが、お使いになられる、そういう首長さんもいらっしやいます。しかし、あなたご自身は、町民や議会とともに町づくりをしていくというふうに、あなた自身がおっしゃ

っているわけであります。そういう議会からの忠告というか意見、これ私は非常に大事だと思うんですね。さまざまな論議の末に、最終的に平行線のまま終わる場合あるかも知りません。それはあなたの決断で提案するかしないかということはあってもいいかも知りません。そうではないと思うんですね、この間ずっと。議会はいま一度精査すべきだ。もう少しさまざまな内容について検討すべきだと。それについて回答をいただきたい。例えば先般の協議会でも、町はさまざまな計画がございます。総合計画、基本計画、それから過日は企業誘致に関する計画も必要ではないかというようなご意見もあったというふうに思います。

私思うに、この大変短期間であります。22年11月が今回の町購入の発端でありますから。大変短い期間ではあるんですけども、多額な費用、直接的、間接的に支出をしていく。それは今後の町にどういう影響を与えるのかと。何回も指摘させていただいておりますけれども、御宿は遊休施設たくさんございます。やっとな岩和田小も次の活用に向けて解体工事が始まるというのが実態じゃないんでしょうか。ほかにもたくさんあります。

それから、もう一つ言わせていただければ、例えば中学校。来年度体育館が着工。運動場はまたその次という計画になっておりますが、これも過日は、1日でも早く前倒しにすべきではないかというようなご意見もありました。

それからもう一つあります。これは御宿台ですよ、教育施設。これの活用。これについても協議していかなければならない。しかも、保育園に対する不安、津波に対する不安というのは、住民に依然としてあるわけであります。きのうもご指摘ありましたけれども、過日も大変大きな地震がこの付近に直下であったというのも、私も記憶しております。その場合に具体的にどうしていくのか。何を優先すべきなのかということが大事じゃないでしょうか。私はこの御宿高校跡地についても、やはり活用の基本計画、方針、取得するなら取得するなりという、そういうものがあって、その中で財政運用はどうするのか。さまざまな事業にどういう影響があるのか。きのうでは、例えば家賃30万円があれば、解体費用の一部になるんじゃないかというようなお話もありました。それから、さまざまな経済効果があると。さまざまな、じゃ、それは具体的に幾つなのか。そういうものも加味しながら、私たちは御宿高校を選択するのかわからないのか。少なくとも町長はそれに対して、言葉ではなくて文章できちんと提示すべきではないでしょうか。緊急だからということで済まされる問題ではないというふうに思うんですね。それについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 幾つかご質問いただいておりますが、例えば、一番初めの中央高等学

院が2月に初めて御宿町に来られて、そして6月に提案をいたしたということでございますが、そのときは、およそ2月以降、当事者といたしますか、中央高等学院については、県の学事課あるいは管財課関係といろいろな協議に入っておるという中で、学校法人の取得について、非常に、なかなか今までの説明の経過の中にもありましたが、その土地、建物がご自分のものでない。町が購入して賃貸の契約を結ぶ。そういう例が今まで余りないために、非常に学事課との協議が、ちょっと何カ月か滞っている。そういう中で、6月の頃はちょっと状態、内容自体が、今おっしゃられた、じゃ、そのときできれば3,840万円出したほうがいいんじゃないかというようなご意見であったと思いますが、そのときはなかなかそこまで、内容的に全く煮詰まっていなかった。そういう中で、私は先ほど申し上げましたけれども、防災を第1点として考えてご提案をさせていただいたということでございます。

それと、そのときにいろいろなご意見、ご指摘をいただきました。その中で、私が申し上げておりますのは、二ついただきまして、一つは、とにかく防災的な観点からということをおっしゃったわけですが、私は議員の皆様方からご意見いただいた中で、二つ大きなものがありました。それは、利用目的が明確化していないじゃないかと。そしてまたもう1点は、財政の負担がかなりかかってくるんじゃないかという大きなご指摘があったのではないかと思います。そういうことを念頭に、その後の1カ月、2カ月と月日が経過する中で、中央高等学院との協議も少しずつ進んできた経緯がございます。

それともう1点は、何回か皆様方に申し上げておりますが、千葉県との協議の中で、この件については、できれば23年度中の取得が望ましいという県の意向もございまして、今までの9月、12月と、また来年3月が年度末ということになります。そういう中で協議をさせていただいて、進んできておるということでございます。

それと、いろいろなほかにも場所があるんじゃないかというようなご指摘を前からもいただいておりますが、やはり防災的な観点からいたしましても、大災害があったときに、さあ、これから水道の工事をやろう。電気を通じさせよう。いろんなことを整備をしようといったら、やっぱりこれは備えとしては、少しまずいんじゃないかなということで、何かでやっぱり使っていれば、即いろんな意味で活用できるわけでございますので、そういうことで、とにかくこの御宿高校の跡地の施設を利用させていただくことが、非常に一つには大事なんじゃないかなと。

利用計画につきましては、やはり考えは、ある程度のこれからのお示しはできると思っておりますが、ただ、基本的には、まだ財産となっておりますので、町の財産となつて、皆様方にご承認をいただいた後に、きちんと利用計画を示していくような形になろうかなとは考えており

ますが。よろしくをお願いします。

○3番（石井芳清君） 非常にわかりづらい。なぜかと言いますと、やはり行政というのは、計画性、それから継続性という2点が非常に私は大事だろうと思うんですね。

もう一度確認させていただきますが、今、町長おっしゃられているのは、購入後に活用の計画をつくると。私は支出する根拠。購入はゼロじゃないですよ。支出の根拠を示すべきだというのが私の意見なんです。そのためには、例えば名前とすると、御宿高校跡地購入基本計画というのわかりやすいですかね。例えばそういう名前のも。先ほど私申しましたようなさまざまな総合計画や基本計画、実施計画予算、それから各課含めた、あと財政運営も当然必要ですけれども、そういうものをきちんと示すと。それは担保になるんじゃないですか。本当に町長のおっしゃられているとおりに、町の活性化になるのか。それから、一方でじゃ福祉とか教育、そういうところに財政支出をする中で、しわ寄せは来るのか、来ないのか。私も前段者と同じように、次年度以降、国県の交付税、それから補助金等、これは大変厳しい状況があるというふうに理解をしております。徴税についても、私も同じような考えをしております。

そういう中で、あとこの数年は、民主党のいわゆる活性化雇用対策ということで、財政、さまざまな課題をこなしてきたわけじゃないですか。そういうものも今後見込めなくなるというわけですよ。ですから、そういうものをきちんと網羅した中で、要するに財政出動するわけですから、単純に購入するだけではありませんよね。一定の補修、改修というの必要ですよ。一番大きな教室棟というのは、当面の間町が管理するというような計画であるようでありますから。そういうものはどうするのかということも含めて、それから、今まで議会に示していただいたのは、その分だけなんです。それがほかにどう影響してくるかということでは、明示されていないわけですよ。先ほども一度言いましたけれども、体育館、繰り返しますけれども、運動場を前倒しにすべきじゃないかといったことも拒否されて、計画どおりにやられると。それから保育園、何度も繰り返しになりますけれども、これもいつどうなるかということも、明確になっていないというのが実態じゃないですか。そういうものもきちっと明らかにすること、大事じゃないですか。それは買ってから決めて売ることによってよろしいんですか。そういうことなんですか。もう一度確認いたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この旧御宿高校跡地の利用計画につきまして、購入する前に利用計画を立てるべきだというご指摘というかご意見でございますけれども、よくわかります。しかしながら、今までいろいろとお話をさせていただいておりますが、例えば今、一つの候補として

きております中央高等学院につきましては、特別棟とグラウンドとマネジメントハウス、そういったものを活用したいという、そういうような内容であります。教室棟については、いろいろなそのほかの地域、生涯教育センター、あるいは地域コミュニティセンター、あるいはライフサポート、そういったコースの設定とか、いろいろ提案が出てきているわけですが、そういうものを今まで口頭で話してきたものを、一つの計画として、そしてまた今ご指摘のような内容も含めて、ある程度のは出せると思います。出させていただきたいと思いますが、そういう中で、今後また協議、説明をさせていただきますが、それと、中学校の体育館の建設とか、ほかの部分とか、そういうことはどうなっているのかと。そういう現時点の町の考えはお示しできると思いますが、すべてにわたって、石井議員さんのおっしゃる100%しっかり内容が充実したものは、なかなか現時点ではできない部分もありますが、現時点でできる範囲の計画は立てて、後ほどこれから、近いうちにお示しをしたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（石井芳清君） わかりました。基本的には計画をつくるということですので、今、総合計画ですね。昨日も議題になりましたけれども、総合計画も今、内部で調整協議をされているわけでありますから、材料はきちんとあるわけでありますし、当然そういうものに載せていくべき筋のものだと、もし購入にした場合は。ですから、そういうものも当然その中に、今の町長の考えであれば、盛られるべき筋のものであると思ひますから。やらなくちゃいけない話だ、本来なら。先ほど日程も町長おっしゃられましたですね。その中であと数カ月間ですか、よくわかりませんが。2カ月以上あると思ひます。足りないものはまた要求されたら、その場でつくればいいのか。本当に私たちが石橋をたたいて渡るということは大事じゃないですか。町民から預かった財産です。お金です。それをどう使うか。これ本当に慎重に慎重を期して間違いのない、そういう選択をすべきだと思ひます。軽々しくも6月に出して、また直近に出してくると。これも先ほど言ひましたけれども、きちんと基本計画つくってあれば、その中に今、例えば3,800万円だったらどういう活用ができるのか。それについては、こういう可能性があることも含めて、協議できたわけです。逆に言うと、削除されたからこういうことができたんじゃないですか、悪い言葉で言へば。そうも感じられますよ。そのためにも、十分な時間、説明必要だと思ひます。それについておやりになるということですので、ぜひお願ひをしたいというふうにお願ひします。

では、次に移ります。

この高校跡地問題であります、御宿町もこうした非常に厳しい、また困難な選択を強いら

れているわけでありますが、先ごろ第2次の改革、高校再編について、県教委が発表がありました。それによりますと、夷隅郡市の高校は、当初の6校から今現在4校でありますが、その4校が2校になってしまうという内容のようでございます。特に危惧されるのが農業、漁業など、この地域の基幹産業の担い手を育成するで部門が、この地域から消滅するということでもあります。

県教委のプランによりますと、総合学科でニーズに対応するということではありますが、現若潮高校ですか、旧勝浦高校におきましても、総合学科があるということではありますが、しかし先般、先生のお話をお伺いをいたしますと、実質予算ゼロということで、名ばかりの教育になっているということであるようでもあります。

また、今般の計画はこの夷隅郡市だけではありますが、たしか県教委の学区では、この学区は第7学区ということで、長生郡市も含めてのものだろうと理解をしております。

でありますので、その中では、子供の率というのはそれほど変わらないということのようでございます。特に今般のような事態が発生したのは、県教委が学区を広げたということが一番大きいというふうに認識をしております。

そしてまた、今県民も求めております、いわゆる30人学級。こういうものの導入していけば、この区内では100%の子供が今の学校の規模で就学できるというふうにも言われております。

今般の事態に対しまして、町としてどのように受けとめているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 第2次高校再編ということで、千葉県の教育委員会では、来年度から10年間の県立学校改革の基本的な考え方を示します県立学校改革推進プラン最終案及び、この改革プランの前期5カ年間の具体計画となる第1次実施プログラム案を11月の16日に公表をしております。

このプランにつきましては、県では本年度中に決定する予定ということでございます。このための意見の募集期間が来年の1月6日までということになっております。県では、ホームページで計画の公表及び意見の募集をしているほか、県内5カ所で説明会を予定をしております。

町でも、募集の締め切りまでの期間のない中、この改革プログラム及び実施プログラムを周知し、ご意見をいただく機会を広げるために、今月の15日に岬ふれあい会館を会場として行われます説明会をお知らせするため、町ホームページに掲載するとともに、各区に文書回覧をお願いをいたしました。さらに小中学校におきましても、保護者あてに文書でお知らせをしたと

ころでございます。

1月6日までの、時間のない中ではございますが、多くの方の意見を届けまして、県においてその意見を踏まえて、十分な検討をしていただきたいというふうに考えています。

○3番（石井芳清君） 今、事務担当の答弁だったわけでありましてけれども、町長、この旨についてどのように考え、また……。ちょっと待ってください。

それと、この問題でありますけれども、先ほど御宿高校跡地の経過説明の中でありましたけれども、たしか御宿高校がいわゆる勝浦高校と統合となるということにつきましても、町としても意見書を提出するとともに、私自身も含めまして、県教育庁に申し入れもしたという経過がございます。ただ、今となってみますと、このときは、大多喜は大多喜、御宿は御宿という中で、単独での運動であったのかなという感もぬぐえません。この夷隅郡市、また7学区にとりましても、大変大きな問題であります。学校がなくなると、そのために、例えば漁業科であれば、銚子、安房ですか。非常に遠くなるということで、これは自宅からの通学も非常に困難になるということも考えられます。今、大学の中でも、大学の中では足らずに、専門的な資格を取るために、夜間そういう学校に二重に通うという事態も発生しているようでございます。

先ほどの前段者でもありますけれども、町の基幹産業である農業、漁業をどう守るのか。また定住化も含めまして、やはりそういう条件ですね。基盤をどう整えるかということは、大変大事な問題であろうと思います。これは今般の御宿町の痛みを、町長ご自身が一番よく理解しているというふうに思います。これに対してどう町長として対処されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご指摘の勝浦若潮高校を含む3校の統廃合の問題。私は基本的には、やはり地域の活力をそぐ、非常に重要な問題だと考えております。勝浦の市長と、このための会議じゃないんですが、会合とか会議があったときに、二度ほどこの問題で意見交換といえますか、話をいたしております。

表現で言えば、地域の切り捨てという非常に厳しい表現を使っておりますが、私も全く考えは一つであるという気持ちを伝えてあります。

そういう中で、恐らく近々、例えば署名の依頼とか、こちら御宿町に来ると思いますが、私は積極的にこの存続を求めていきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

それから、先ほど問題点の中では指摘をさせていただきましたが、私はやはり充実した学校、

そして専門的な教育を継続するためにも、県教委に対しまして、町として30人学級、こうしたものも積極的に提案していくべき、要望していくべきだというふうに思いますが、この点については町長、いかがなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 学級の定員につきましては、小学校1年生が現在35名というような形で、2年生につきましては、今現在国で検討されておるといような状況でございます。子供たちも減少している状況もございますけれども、きめ細かな教育には適正な人数で編制するというのも、重要だと思っておりますので、そういった点についても検討させていただきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 事務当局、または政治的力ですね。これ町長、政治家でございますので、ぜひその辺も發揮していただいて、この高校存続、そしてこの地域を本当に守り育てるとい立場の奮闘を要望したいと思います。よろしいですね、それは。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘、ご意見いただきましたことは肝に銘じまして、さっき申し上げたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○3番（石井芳清君） 次に、定住化について伺いたいと思います。

前段者にもありまして、進捗状況、また新年度に向けましての事業内容についても説明をいただいたところだと思っておりますので、これは再度お伺いをいたしません。

ただ、今般の議会の中でわかりましたのは、人口減に対する対策としては非常に効果があるというのが、この間の経過であったというふうに理解をいたしました。

先ほど高校の跡地の購入問題でも指摘をさせていただきましたけれども、この定住化、いわゆる人口ですよ。町の基本的な成果というのは、人口が増になるか減るかということが、非常に象徴といたしますか、施策の結果として用いられているというのは、ご承知のとおりだというふうに思います。その中で、私もこの定住化は非常に大事だというふうに思うわけですが、ただ、これまでのところ、それは何と申しましょうか、単独事業と申しましょうかね。そうした中でやられておったというふうに思うんですね。ほかの自治体も、これもきちんと定住化基本構想、基本計画、こうしたものも策定をした中で、さまざまな事業を行っているというのが実態であろうというふうに思います。

たしか私の承知しているところ、町は、定住化についてのこうした継続を持っていないというふうに思います。効果もあるということでもありますし、そのために何をすべきかということ

で、単一事業ではなくて、今後はさまざまな課がそのために何をなすべきなのか。そしてその成果はどうであったのかということを検証していくということも、私は大事ではないかと思うんですね。

そのためにも今後、これまでの単独事業から、計画をつくって、定住化促進に対して行っていくということが、私は今後の次のステップではないかというふうに、議論聞いていて感じた次第であります。これについては町長、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員ご指摘のように、やっぱり定住化を図ることが、今後大事だというふうに、前の一般質問でもお答えしております。現在、基本計画をつくっている状況の中で、やっぱりこの項目も踏まえた中で議論をしております。25年から10年間で、定住化をどういうふうにやっていくかという議論が、今、基本の部分の中では出ています。1点の中では、今報告を受けている中で、やはり定住化のベースとして、魅力ある町づくりと申しますか、それが基本になるというような意見も、その議論の中では出ているということをお報告しております。

今後どういうふうにやっていくかというのは、まずは基本計画の中で予算をつけて、項目ごとにやっていきますから、その中でもし仮に、さらに必要であれば、計画をつくらなきゃいけないというふうには考えております。

○3番（石井芳清君） 総合計画の中で考えられるということのようであります。

じゃ、もう一つ、総合計画の中で考えたいということでもありますので、それでは、先ほども議論になりましたけれども、人口想定ですね。3月議会ではたしか8,000人を確保したいと、人口想定ね。きのうはこれから人口減になっていくという中で、人口減も想定すべきではないかという議論があったと思います。これはたしか、きのう聞いて、結論が出ていないというふうに私は理解をいたしました。その人口想定幾らにするかによって、じゃ、定住はどうするのか、福祉はどうするのか、教育はどうするのかということになるというふうに思いますので、総合計画をおっしゃられましたので、それでは、総合計画の想定人口ですね。これをどうされるのかという方針について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 3月議会では私が答弁したのは、やっぱり行政体一定規模の人口を確保する必要があると。その時点で、8,000人望めるという状況の中でご説明したと思います。今回こういう状況で、千葉県でも逆に減ってきたと。日本が減る事態ですから、なかなか

か人口想定を基本計画の中で示すというのが難しい状況になっています。

ちなみに、勝浦市の基本構想の中では、やはりいろいろ議論もございまして、結果的には示さないという状況になったということを知っております。この中でやっぱり示したほうがいいという議論と、その根拠を含めて、なかなか、示すことによって、それがどこに基づいているのかという議論がかなり議会の中でもあったということを知っております。5年前に8,000までいった数字が単純にいけば、ある研究で出したのは、5,500になってしまうと。それをいかにとめていく施策をとっていくかというのが重要であって、やはりそうはいつでも御宿町、40%は高齢化率ですから、このままとめておけば、言い方が適切かどうかわかりませんが、やっぱり人間、寿命がございまして、そこから減っていくと。その影響というのはかなり、ほかの地域とは違って大きいものだというふうに認識を踏まえながら、施策打っていかねばいけないというふうに考えております。

今、議論の中では、実際にそこを何年とするかという議論までは、まだ至っていない。今後本部会議、課長会議を含めた中で、それをどうするのかというのは議論していきたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

ただ、人口想定、要するに何人の町をつくるかということが、繰り返しますけれども、すべての骨格になりますから、それは早く出さないと、途中でということにはならないと思います。もう24年度から策定に入ることではありますが、少なくとも今年度中にはどこにするかと。それについて執行部でご自身が決めるのか。行って協議されるのか含めて、それについてちょっとあれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 当然今後、現状でもいかにとめるかが重要でございまして、今の人口から10年後、25年から10年を目指した場合、現実的にはこれを増えるという想定はなかなか組めないと思います。一たんは3月中に町のほうの素案ということを出した後、当然住民の皆さんの中の策定委員会のほうにお諮りした中で、その辺について決定していくということになるかと思いますけれども。

○3番（石井芳清君） わかりました。

主題じゃないので、この辺でとめておきたいと思います。早目の対応、協議をお願いしたいと思います。

それから、次に移りたいと思います。

J Rの利便性の向上について伺いたいと思います。

この間のJ Rの要望活動や、J Rと連携した事業について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） J R東日本の要望につきましては、千葉県J R線複線化期成同盟を通じまして、複線化等の鉄道整備や利便性の向上について、県内団体が統一的にJ R本社、また千葉支社への継続的な要望活動を行っております。23年度、本年度におきましては、全路線を対象といたしまして、震災後の緊急時における情報提供の円滑化、電力の使用制限時等における電車の運行確保、安全対策の徹底、バリアフリー化や駅舎の改修等の施設整備の推進、利便性の確保、自転車等の駐車対策の推進等を要望しております。

また、御宿町といたしましては、ダイヤの改正における要望といたしましては、快速列車の運行区間の延伸、快速列車の増発、普通列車の増発、増結について要望しております。施設整備については、一宮・安房鴨川間の完全複線化、また駅構内の美化の徹底について要望しております。

○3番（石井芳清君） それともう一つ、連携した事業。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 私の所管ではありませんが、駅からハイキング等でJ Rと連携した観光客誘致等についても……。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 駅からハイキングということではありますが、私のほうで2月19日でしたか、土曜日にまた行われております。

また、観光を通じて、駅の構内の、例えばここだと勝浦駅が主管となっておりますので、そういった駅長と、観光PRについてもお互いに協力しながら進めているところでございます。

以上です。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

その中で幾つか伺いをしたいと思いますけれども、今現在、特急ですよね。この間、御宿町を通過する列車が増えているというふうに理解をしております。特に先ほどの高校の問題ではありませんけれども、御宿以南ですね。このJ Rの便というのは非常に不便な状況になっておまして、特に夜間ですね。子供たちが部活などを終えて帰る、そういう手段がないというような状況がありまして、父兄が送迎をするというようなお話も伺っているところであります。

これについてであります。現在通過している特急につきましても、夏季については御宿駅

を停車をするというような状況もあろうと思います。勝浦以南については、実質普通での利用ができるということも伺っております。

でありますので、先ほど町と協働しながら、いろんな事業を行っている。イベントなども行っていると。要するに利用客増について、町も提案をしているというようなお話も伺ったところでありますが、その中で、私はこの御宿以南の特急につきまして、普通もしくは快速扱いとすると、この要望ですね。これはJRにとって全く損はないというふうに思うんですね。

私はこうしたものをやはりきちんと、具体的な実利を一つ一つとっていくという中で、最終的な複線化の完成だとかを含めて、よくそこらじゅう言われていますけれども、鶏と卵とかという話もありますけれども、ここに盛られている、私も今持ってきましたけれども、先ほど課長が説明されたのはこれですよね。それから具体的にはこれというのは、要望書といって、ページ数7ページですか、あるのであります。それから一般要望ということで、これは路線別ですね。この中にも細かい要望が出ております。例えば御宿駅などについては、構内のトイレをきれいにしてほしいというようなことも、かなり具体的な内容が要望として出ているということですが、私は今申し上げましたけれども、まず、通過している列車について、夏季はとまるわけでありますから、これについてやはり、1分程度でいいと思うんですよ。その程度私は、始発駅が近くですからできると思うんですね。全部できなくても、じゃ、1本できるのかできないのか。それはもうダイヤを詳細に調査してもらって、町内にもJRに詳しい方、OBの方も含めていらっしゃるでありましょうから、そうした人たちの協力も得ながら、具体的な改善策、御宿町にとってプラスになる内容について、やっぱり一つ一つ精査しながら要望を出していくということが大事になるというふうに思うんです。ですから、全体で合意、要するに関係市町村、いわゆるJR複線化等促進期成同盟ですかね。この中で全体で合意して、全体要望として出していくもの。また、町として独自の調査研究をしながら、一つ一つやっぱりできること、できないこと。JRはなるべく簡素化、合理化をしたいというのは、この間の流れであります。駅舎についても、先ほど、例えばトイレについても、外側ですか。これを何か閉鎖したというようなお話も伺いました。

これについてどうするのかも含めまして、まず、この特急についてそういう要望を出していかないのか。個別要望ですね、さらに精査して。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員ご指摘の御宿にとまらない特急が走っていると。我々で言うと、上りになりますけれども、安房鴨川の11時35分発の列車があります。これは勝浦とま

って、大原にとまる。勝浦の停車時間が3分あると。その前後にやはり特急が一定時間ないんだということも、改善というか、そういう要望だと思います。

これについては、今後、今までの要望も踏まえた中で、あわせてJRのほうには改善要望していきたいと考えます。

○3番（石井芳清君） それともう1点、御宿以南の普通もしくは快速。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 相手のあることなのですが、議員のご質問の趣旨は、御宿を過ぎて勝浦より下りで、各駅停車の前に特急がとまる場合は、もう特急料金は取らないんだと。御宿から勝浦駅までは特急料金がかかるんだと。それはもう同じに特急料金かからないようにという趣旨だと思います。これについても、あわせて要望したいと思います。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

それともう1点、トイレのお話が先ほどしましたけれども、これはたしか先般、駅のいわゆる外側のトイレについて、閉鎖をされたということでもありますけれども、これについて、町はどのように対応しているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） トイレについては、駅舎のリニューアルするときに、JRの条件の一つとしてありました。駅前観光案内所があいっている間は、その間はトイレは利用できるということと、そのときのリニューアルの閉鎖する条件で、駅の方に断れば利用できるんだよということがありましたので、その掲示をきちんとやってくれという要望は、しております。一定の協議の中で掲示はするということになっております。

○3番（石井芳清君） 駅利用者については、無償で利用できるということになりますね。それはできるだけ早急に確認をして、それについても本来事業者がやるべきことであると思えますけれども、やはり町としてもそういうものの広報というものをしたらいいというふうに思います。

先ほどの幾つか、この事案については、定住化含めまして、それから御宿町から茂原、千葉、東京、JRで利用して、やはり通勤ということも当然考えられるわけでありまして。でありますから、これは申すまでもないことでもありますけれども、大変重要な内容だと思います。特に今、省エネ、エコの中で、いわゆる電車の利用というのが、当然そういう方向になろうということでもありますので、町としてもそうしたものの利用促進に対して、引き続き努力をいただきたいというふうに思います。

これは、よろしいですか。

では、次に移りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 質問の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

（午後 12時00分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（中村俊六郎君） 伊藤議員につきましては、仕事のできましたので、少々おくれるそ
うですので、よろしくお願ひします。

3番、石井芳清君、登壇願ひ、ご質問をお願ひします。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、質問、次に移らせていただきたいと思ひます。

次は、自然エネルギーの活用等を伺うことになっておりますが、これはごみと担当者がダブ
るということのようでございますので、先に安心できる介護保障についてお伺ひをしたいとい
うふうに思ひます。

6月に改定されました介護保険法と町の第5期事業計画について伺ひたいと思ひます。

ことし6月に国会で介護保険法の改変を受け、2012年度は、介護報酬、診療報酬が同時改定
される年度であります。町も第5期事業計画の策定が必要と考えます。介護保険法の改悪と町
への影響について伺ひます。

改正点の主な内容は、要支援サービスへの総合事業への置きかえ、定期巡回サービスの事業、
介護職員の医療行為の合法化、サービスつき高齢者住宅、療養病床廃止の猶予、それから事業
計画の内容変更、基金の取り崩しによる保険料上昇の緩和などであり、そして給付抑制を優先
し、制度の矛盾はそのままであるというのが率直な感想であります。

今回の介護保険法の改定と町の事業をどのようにされるのか。基本的な考えについてお伺ひ
したいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 高齢者対策におきます現状といたしましては、認知症高齢者の増加に加えまして、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、あるいはひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に対応するため、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく体制が求められているわけでございます。

こうした中で、今、議員がご指摘をいただきましたような介護サービスの基盤強化のため介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたわけでございます。今回の取り組むべき事業として4項目ございまして、認知症高齢者支援策の充実、あるいは在宅医療の推進、高齢者にふさわしい住まいの計画的な整備、見守りや配食などの多様な生活支援というようなことが、本計画に記載することが望ましいという国からの指示がございます。

新たなサービスの創設も求められておまして、地域密着型サービスといたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービス。地域支援事業といたしましては、介護予防・日常生活支援総合事業の創設でございます。事業計画につきましては、地域の実情に応じた適切な基盤整備とサービスの提供について検討していくことが必要と考えるので、介護の運営協議会等におきまして、今後も協議をしてみたいと思います。

ただ、定期巡回・随時対応型サービス、あるいは複合型サービスにつきましては、これまでの利用状況から多くのニーズが見込めない想定もされておるわけでございますし、提供事業者の参入ということにつきましても、非常に厳しい状況もあるようでございますので、この辺につきましても、サービスの利用に直接含まれるということではなくて、既存のサービスを適切な組み合わせによりまして、ニーズに対応していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

基本的には既存サービスの利活用だというようなことになっているかというふうに思います。

いま一度伺いをしたいんですが、確かにサービスの拡充は求められているところではありますが、現介護保険法によりますと、そうしたものは多くは利用者負担、町負担という中であって、昨日も質疑もあつたところではありますが、限られた財源の中でそれを行うと、利用者への負担になってくるというのが今の実態であろうかというふうに思います。この辺のところは、小泉構造改革以来の社会福祉費、これはやはりきちんと確保していくと。削減から増へということが国としては本来行うべき内容であるというふうに思うわけであります。

しかしながら、そうした中で、依然として民主党も今言った内容でありまして、現実的にはペイ・アズ・ユー・ゴーというような言葉がありますが、基本的には利用者の中での負担によ

るというのが実態だろうかというふうに思います。

そうした中で、今、課長答弁ありました定期巡回、また包括支援でございますが、基本的には今おっしゃったとおりだとは思いますが、マンパワーもしくはそれを必要とする事業者、こうしたものが当然必要になってくるというふうに思うわけでありますが、事業者として基本的に新年度、要するに新しい計画内において、新たな参入もしくは撤退というものは、中ではどのように考えておられるのか。先般中では、若干この事業者等への費用ですね。こうしたものが改善はされたと伺っておりますが、依然としてその中で働く人たちの賃金までは増加していないというのが実態であるというふうにも伺っております。

そういう中で、御宿町は、町が包括支援センターを設置をして、多くのサービスを行っているというふうに理解しておるわけでありますが、この中での新年度における職員の体制ですね。今度の基本計画の中で、現状維持で行うのか。また、増員が必要なのか。それにつきまして伺いをしたいと思います。いわゆるケア体制ですね。これをどう確立をしていくのかということについて伺いたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 現状の地域包括支援センターを中心にした高齢者のための生活全般に係る各種サービスを展開しておるわけでございます。その中で、地域包括支援センターの職員が3名、社会福祉士を含めまして、高齢者からの相談業務に対応しているわけでございます。

ただ、現状といたしましては、今、先般のニーズ調査等がございましたので、そういったものに応じた対応が今後必要であれば、人員の確保というものも念頭に置いた中で検討せざるを得ないだろうというふうには考えておりますが、今、事業自体が進捗している状況でございますので、整理がつき次第、改定を考えてまいりたいと思います。

また、事業者のほうの関係につきましては、介護現場は非常に厳しい状況が続いております。従事者という方たちが長く続かないという面では、いろんな問題が出ていると思いますが、政府は今後、介護の現場での処遇あるいは給与面というものを改革していくというような提案もあるようでございますので、今後そういったものが出た段階で、町としてやるべきことはやらなきゃいけないだろうというふうには考えております。あくまでも事業者自体の内容といたしましては、介護数は増えておるんですが、特に大きな変更というものは今のところは考えてございません。状況に応じた対応という形になろうと思います。

○3番（石井芳清君） 基本的には今の事業者についても、現状維持の状況であるというふう

に理解をいたしました。

次に移りたいと思います。

保険料についてであります。今般の改定で基金の取り崩しが可能になったというふうになっておるわけでございますが、これ財政安定化基金、この活用というのが積算軽減につきましてはできると考えられるわけですが、これについて町としてはどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護の基金という形で、今4,597万9,000円があるわけでございますが、ただ、月平均の現状の給付費が5,800万円ぐらいが平均してございます。となりますと、1カ月分を満たないという状況でございます。これを取り崩してほかに運用するというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） その前にちょっとお聞きすべきだったんでしょうけれども、昨日の質問で介護保険、全国的には値上がりが見込まれると、保険料ですよーというふうになっておるわけでございますが、言われておりますが、町としての想定の中では、昨日は上がる分というのは幾つかあるという話はされたんですが、現実的にどう保険料賦課するかというのは別な話だと思うんですね。その中で現在ではどういう状況になっているか、お伺いしたいと思います。今の基金との関係だったわけでありまして。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 先日もお答え申し上げましたが、いわゆる介護保険料につきましては、上限が21%と。給付費の21%を上限とするという規定がございまして、現在町で、第4期で3,300円、月です。全国平均ですと、今4,600円ぐらいが全国平均じゃないかなというふうに考えております。千葉県の平均が、第4期では3,900円。今回法改正によりまして、恐らく県のほうでも1,000円程度伸びるんじゃないか。保険料が上がるんじゃないかなという算定もあるようでございますので、そうしますと、県が大体4,900円ぐらいと。国が5,600～5,700円くらいだろうという想定の中で、今、積算の途中ではございますが、私どものほうですと、25%程度、約4,000円ちょっとぐらいになるのかなという想定をしております。

○3番（石井芳清君） 伸び基調であるというような状況でございます。この介護保険につきましては、法ができました当時から、保険あって介護なしということが、これは国の段階でも言われているというのは、ご承知のとおりだと思います。この辺をどう救っていくのかという問題だろうと思います。

特に御宿町は、千葉県で一番高齢化率の高い自治体であります。先般、町づくり推進委員会で、「高齢者に優しい町づくりに関する報告書」というのが出されました。そして町長あてにその文書が提出されたというふうに理解をしております。その写しをいただいたわけですが、この写しの内容について幾つかお伺いをしたいと思います。

この趣意書につきましては、地域のつながり、新しい隣組づくり、大人の遊び場づくり。地域のつながりとして、行政区とボランティア団体が連携した地域づくりケア、2、新しい隣組づくり、3、大人の遊び場づくり。暮らしていくためとして、1、介護者の息抜きの場づくり、2、暮らしていくための交通手段、3、困ったときの総合窓口相談、4、ボランティアの窓口相談。こうしたものの整備充実が求められるというふうな内容だというふうに理解をしております。

これは町長、お受けになったわけですが、これに対してどう対処されていくのか。私大変、ちょっとこの細かい中身までは触れませんけれども、大変大事な内容を調査されて、その実態が明らかになっているというふうに思うわけですが、これについての町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ご説明ありましたように、先般、町づくり委員会の生活安全部会の福祉部門のグループから、貴重なご提言をいただきました。この提言を見ますと、やはり現場といいますか、実態を検証して、非常に現場からは吸い上がってきた、非常に具体的といいますか、明確な提言でありますので、これを計画に反映しまして、実践していきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 真摯に受けとめるということであろうかというふうに思います。私も非常に大事な中身がたくさん含まれているというふうに思いますので、今作成中であります介護保険福祉計画、それから町全般の保健福祉、それから交通ですね。こうした計画の中にぜひこの趣意の中身を実現する立場で、臨んでいていただきたい。これは新年度の予算、それから総合計画においてもそうありますが、私からも要望しておきたいと思います。

それから、もう1点、この中にも入っておりますが、高齢者が気軽に集えるという中では、健康生きがいつくりにもなるカラオケでありますけれども、これ今、同好会と申しましょうか、集まりの中で行われているということで、ありがとうございます。社会福祉センターにもそうした施設があるわけでもあります、しかし、これはやはりちょっと歩いていくには少し遠いというところがございます。先ほどの趣旨書にもありましたけれども、地域ごとにそれに根差

したそういう場所づくりが大事だろうと思います。

私が提案をいたしたいのは、今、岩和田小学校を解体ということで、この活用を今検討されているというふうに思うわけでありますが、例えば岩和田地区でこうした岩和田小学校の旧校舎を利用して、カラオケ、こうしたものを中心としながら集える、そういう施設づくりというのはいかがなものか。特に岩小につきましては、これまでは岩和田地区の利用というのが主なものだったと思うんです。子供も当然学区ということで育ったと思うんですが、今は町の財産ということでありますから、広く町民の皆さんが利用できる、そういう施設づくりというのが今後必要になるというふうに思いますので、公民館のほうもいろんなさまざまな団体がして、なかなか新たな利用ができない。それから、例えば御宿台の皆さんからも、今の集会所ですね。これもほとんどもういっぱいに使われていて、新たな利用ができないというようなお話も伺っておるところでございます。その地域ごとでさまざまな利用形態があっていいというふうに思うんですけれども、こうしたお年寄りのそういう場所をどう構築していくかという中において、岩和田小学校の利活用について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 岩和田小学校につきましては、本年の2月を機に、今解体のほう、取り組んでいるところであります。

また、議員のお話のように、区から去年の11月8日付で、旧岩和田小学校の活用ということで、子供と老人クラブの伝承遊びとか、カラオケとか、児童館での活用みたいな要望書が出ているんです。地域懇談会の中でも、壊す前にいろいろご意見を伺ったところなんです。区長会には、やはり岩和田だけの施設ではありませんので、どういった活用があるかという提案もしております。

そういった中で、ほかの地域もあわせた町の財産として使えるような検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番（石井芳清君） はい、ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、自然エネルギーの活用と促進について伺いたいと思います。

太陽光発電パネルの補助事業の進捗状況、これはたしか10月から募集をしたように伺っておりますが、この補助事業の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 住宅用の太陽光発電システムの設置事業の補助につきまして、

本年度9月議会で補正をお願いし承認をいただいたところでございます。本年度分につきましては、千葉県から6基分として補助金42万円の内示がありまして、町独自の上乗せ補助として県と同額を補助しました。また、補助金申請の受付につきましては、本年10月3日から実施をしたわけですが、当日に6基分の申請があり、短時間にて予算額に達し終了したところでございます。

また、次年度以降につきまして、県に確認をいたしましたところ、現在のところ、本年度と同額程度の補助事業を継続・予算化したいとお話を伺っております。今回、受付開始当日に予算額に達したことや、その後も問い合わせ等もあったことなども踏まえまして、平成24年度は千葉県に増基の申請を行い、千葉県の住宅用太陽光発電設備導入促進のための市町村補助事業の継続に合わせ実施をしていきたいと考えております。

以上であります。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちなみにこの太陽光発電パネルでありますけれども、担当者に聞きましたら、30分程度のうちにほぼ全部終わったというようなお話も伺ったわけではありますが、完売ですか。

この確認をしたいんですけれども、太陽光発電補助事業の広報というのは、どんなふうに行われたんですか。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 町のホームページ等を活用させていただきました。

○3番（石井芳清君） 町のホームページだけだったんですか。

私もこの議会、ちょっと準備するに当たって、町の広報、それからお知らせ版等をちょっと見てみたんですけれども、載っておらなかったと思うんです。載せたんですか。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） うちのほうはホームページに載せたと思っているんですけれども……。

○3番（石井芳清君） ホームページは載っておりました。私も確認しています。それ以外の手段については。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） ちょっと広報以外の関係については、今記憶がありませんので、申しわけありません。

○3番（石井芳清君） 私探したんですけれども、ちょっとなかったんですね。議会議決以前

に、そうしたものは多分広報なさらないと思いますので、9月号以降だと思いうんですけれども。

私が言いたいのは、やはりそうしたもの決まりましたらば、ホームページもそれは結構なんですけれども、お知らせ版とかあるじゃないですか。そうしたものをなぜ使わなかったかというのがわからないんですね。決まったのがたしか9月の上旬だったと思いますから、少なくとも25日号。25日号が何日まで、1軒1軒全戸に配布されるかというのは、現実的問題は別として、お知らせ版等に載せて、やはり周知すべきだったというふうに思いうんです。ほかは残っているところが実は多いんですよ。まだ今現在も、予算が消化しないところが多いのが実態なんです。だから、それと比べて、たくさんの方に利用いただいたというのはいいと思いうんですけれども、ただ、ホームページだけの広報だけでいいのかというのは、やはりちょっと公平さに欠けると思いうんです。残念ながら御宿町、インターネット早期導入した町ではありますけれども、インターネットを閲覧できる状況というのは、まだ非常に限られていると思いうんです。ですから、ただ、戸数の中で、今回の予算規模の中で、どれだけ利用できるかというのは別ですけれども、やっぱり機会均等をせつかく町が新しい予算組みをしたと。最終的にそれがどのくらいというのは別の問題として、そうすれば、じゃ、例えば12月に補正しようかということだって考えられるじゃないですか。そうした政策判断として。少なくともそういう状況があると思いうんので、今後こうしたものについて、やはりきちんと周知させていく。公平さを期すということについては、これはだれが責任とるんですか。町長ですか。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 今後そういう面について、遺漏のないようにしたいと考えますので、よろしくお願いします。

○3番（石井芳清君） 一つの課の問題じゃないわけですよ。全体どうするかということですから、それはだれが調整するんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） ご指摘のとおり、ホームページだけでは足りない情報、世代間の差もありますので、私のほうで発行していますので、各課に再度指示して、適切に掲載してお知らせするように、改めて指導したいと思います。

○3番（石井芳清君） 3分しかないんですけれども、太陽光につきましては、県単のところが多いんですよ、ほとんどは。御宿町は、私の質問にも答えて、自然エネルギーの活用を考えたいと。原発から自然エネルギーということについても、町長同意されました。そういう中で、私は多分、町長は町単の予算組みをして、太陽光発電についての充実を図ったと思いうんです。

やはり、そうした非常に施策的な内容で新規事業じゃないですか。その意味合いというのを、私はそういう面では軽んじていると思うんですよね。これどう出るかということです。最終的には町長の判断だろうなと思うんですけれども、町長、これについてどう思われますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） もっともなご指摘でございますので、さらには自然エネルギーの活用というのは、これからの一つの地球環境を支える中で、非常に重要なことですので、きちんとやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○3番（石井芳清君） よろしく申し上げます。ただの単発の花火じゃないんですからね。これからきちんと向き合ってなくちゃいけない問題だと思いますので、それこそ計画的にお願いしたいと思います。

次に、ごみ袋制導入について伺います。

今般の議会で条例提案がされているということでございますので、時間もありませんので、具体的にはそちらに移したいと思っておりますが、ごみ減量化と負担軽減、これは大ざっぱに言っただの話ですけれども、まずこれについて、なぜ指定ごみ袋制導入にすることにしたのかということですね。

それから、ごみ袋制にして危惧されるのは、鳥獣による飛散対策ですね。これは全国で問題になっております。

それからもう一つは、減量化と言いますが、特に紙おむつ利用者ですね。この紙おむつについては減量化できません。個人で処理できない問題です。これについてどうされるのかということについて伺いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、ごみの減量化と負担軽減ということでございますけれども、ごみ処理に対する最も基本的な対策ということで、ごみの発生量をまず抑制する。ごみの減量化、再利用化の促進というふう考えております。ごみ袋制の導入につきましては、これまで負担の公平性、集積所の環境改善、越境ごみ等が問題視されておりました。

現在、夷隅郡市において広域ごみ処理施設建設が検討されております。指定袋による収集は御宿町を除き、すべて実施されておりますけれども、施設の運営経費、また各市町の排出量による負担の比重が増えることが考えられます。そういう中で、ごみの発生抑制や公平性、広域行政との整合性を考慮し、ごみ袋制の導入は必要と考えたわけでございます。

また、減量化の施策という観点からいきますと、一般、事業者、ともに廃棄物の発生の抑制

や再使用、再資源化への協力、具体的には生ごみの堆肥化、あるいは水切りによる重量軽減ということと、分別によるリサイクル品の収集、再処理品の購入、また観光客へのごみ持ち帰りの協力依頼と啓発等、住民の協力をいただきながら実施していきたいという考えであります。

また、負担の軽減ということですが、これらの施策による効果として、ごみ処理に係る施設への負荷、あるいは維持管理費が軽減されるほか、焼却量の軽減に伴うCO₂の削減による環境への負担軽減等も考えられます。あらゆる面での軽減が期待されるということでございます。

また、鳥獣の飛散対策ということですが、特にカラスによる被害が顕著だというふうには考えております。カラスの嫌がる色があると言われていたようなことがございますけれども、根拠はないような話を伺っております。最も効果があるのは、集積所を箱等で囲いまして、物理的に遮断する方法というふうには考えられてはいますが、現状では常設する用地の確保、管理の必要、また、費用がかかる等の問題がありますので、一部にネットで覆う場所等もありますけれども、ごみの量によってカバーができない場合、また、猫に対して効果がないということも発生しています。

現状では簡単で安いため、最もネットというのが普及しておるわけですが、飛散対策とあわせて、ごみの出し方についても、住民の皆様の協力や意見を参考にしながら対処したいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 紙おむつの利用者の軽減対策をというご質問でございますが、今回のごみ袋制導入に当たりましては、ごみの減量化対策と2市2町によります将来のごみ処理の広域化に伴う対応という考え方も導入の計画に位置づけられております。

議員ご質問の経費の軽減対策ということで、郡内の状況、2市1町の状況を確認させていただきましたところ、介護の紙おむつの支給者に対する助成というのは、今のところされていないというのが現状のようでございます。

ただ、いすみ市においては、高齢者対策ということではなくて、子育て支援事業といたしまして、出産時に1回だけごみ袋を支給しているという事業があるようでございます。

今後の郡内の動向や状況を見ながら検討していきたいというようには考えております。よろしく申し上げます。

○3番（石井芳清君） 時間でございますので、質問は終了します。ありがとうございました。
（拍手）

○議長（中村俊六郎君） ご苦労さまでした。

以上で3番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第1号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに、ごみ指定袋制導入の背景というところを説明させていただきます。

平成17年の5月26日に、廃棄物処理法の第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」というものが改正をされております。一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために、一般廃棄物の有料化を図るべきということで、国全体の施策の方針として、一般廃棄物の有料化を推進することが明確化されたわけでございます。

そういう中で、平成19年6月に、環境省より「一般廃棄物処理有料化の手引き」というものが発表されまして、これを受けまして、全国的に一般廃棄物処理の有料化が加速をし、その手法として、指定ごみ袋制が多く地方公共団体にて導入をされてきたわけでございます。

それでは、条例改正の趣旨ということでございますけれども、ごみ処理に対する最も基本的な対策は、ごみの発生量を抑制し、ごみの減量化、再利用化の促進と考えます。

現行の条例は、ごみの排出量に関係なく定額制であり、一定額を徴収するため、公平性や越境ごみ等が問題視をされています。

また、現在、広域ごみ処理施設での実施が検討されていますが、夷隅郡市において、指定袋による収集は御宿町を除きすべて実施されています。また、広域ごみ処理施設の稼働時の運営経費負担率にも、ごみの排出量が大きく影響すると考えられます。ごみの発生抑制や公平性、広域行政との整合性を考慮し、今回条例の改正をお願いするものでございます。

全体的な構成につきましては、現在の条例と大きくは変わりません。しかし、字句の訂正や加除の箇所数を勘案し、全部を改正することにいたしました。

現在の条例と大きく変わった点は、第5条の「占有者の協力義務」について、町で指定する袋に収納することということが新しくなっております。

また、第7条の「一般廃棄物処理手数料」ですが、収集、運搬及び処分について、別表の内容が変わっています。別表については後ほど説明をいたします。

また、搬入について、指定袋に収納した場合は搬入手料は無料となります。

第8条、「手数料の徴収方法」ですが、あらかじめ購入する指定袋代をもって納入したものとします。条文が変わっております。

それでは、条文にのっとり説明をいたします。

第1条の「趣旨」でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条の「定義」ですが、一般廃棄物の法的根拠と第2項及び第3項は事業所（者）や臨時的事業所（者）を定義しています。

また、第3条、「一般廃棄物処理計画の公表」ということですが、一般廃棄物処理計画の区域や種類及び収集処分の方法を定め公表するものでございます。

第4条の「一般廃棄物の処理基準」ですが、占有者が一般廃棄物をみずから処理するときの規定でございます。

第5条、「占有者の協力義務」ですが、ごみの出し方と町指定袋に収納することや、町への協力義務が記述されています。

第6条、「占有者への指示」ということで、町長は、一般廃棄物について事業者みずからの責任にて処理が必要と判断した場合、必要な事項を指示することができることとなっております。

第7条の「一般廃棄物処理手数料」ですが、手数料の金額及び搬入に係る手数料の額が記述されています。また、搬入について指定袋に収納した場合、搬入手料は無料ということが規定されております。

第8条、「手数料の徴収方法」ですが、あらかじめ購入する指定袋代金をもって納入したもののというふうにしております。

第9条、「手数料の減免」ですが、天災や資源ごみの分別による搬入について減免規定を設けたものです。

また、第10条の「一般廃棄物の収集・運搬許可証の交付及び許可申請手数料」について規定をしています。

第11条は委任事項として、必要な事項について別に定めるものということです。

また、附則として、この条例は平成24年10月1日から施行し、経過措置、準備行為を記述しています。

それでは、最後のページ、別表を説明いたします。

まず、種別の収集ですが、区分内容は指定袋の大、45リットル相当が1袋50円、小が20リットル相当で30円、家電リサイクル品は1キログラムにつき3円、粗大ごみについては1キログラムにつき90円。

種別の搬入については現在の条例と同じく、事業所以外は1キログラムにつき3円、事業所については1キログラムにつき6円、家電リサイクル品と粗大ごみについては1キログラムにつきそれぞれ3円と90円です。

また、家電リサイクル品の主なものは、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等でございます。

なお、この条例案につきましては、さきで開催されました産業建設常任委員会にて審議いただいたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

今回の全部改正ということですがけれども、御宿町は、今、課長が言われたように、数十年にわたり、今の制度をとっておりました。そういう中で、一番生活に密着したごみの排出に関する条例が変わるということですがけれども、この袋制をとっていないのは、近隣では御宿町だけだということの中で、これについては依存はありません。また、そういう形が広域の処理移行に対する事前の訓練、周知、そういうものに入っていくという説明も理解できます。

そういう中で、そうはいつでも、何十年とこの習慣がついていたのを変えるというのは、なかなか難しいものがありますけれども、10月1日施行ということで、訓練期間もあるという中で、まず、一般家庭ごみと事業系と二つに分けて質問していきたいと思っています。

まず、趣旨は、今言ったように、減量あるいは再利用化ということで、広域に移行するときの負担率も変えていくと。今話したように、大変いいことづくめの話なんですけれども、まず、年間のごみ減量の目標数値を聞きたいと思います。

このもらった資料によりますと、現在4,220トン。家庭ごみが3,550トン、事業系が670トンとなっておりますけれども、これを計画ではどのように減量していくのかと。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 御宿町の目標としましては、平成21年度に1人当たり1,482グラムと、1日当たり。そういう数値が現在出ております。そういう中で、平成28年度には10%の削減を考えようということで、1,300グラムを予定しております。また今後、平成37年度までぐらいには、15%ぐらいの削減をしたいということで、1,250グラムということの減量を考えております。この数値なんですけれども、県の処理計画というのは、約10%の削減を目標としないということなんです。

実際に近隣の町村の状態を見ますと、指定袋にしたことによって、10%から15%ぐらいの減量になっているということがありますので、県の処理計画及び近隣の実態に応じた減量計画を策定したものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そういう中で、一般家庭の減量目標わかっているんですけれども、じゃ、全体として、今言った年数経たときに、総量はどのくらい減額になるのかと。その中で、事業系はどのように減量目標を持っているのかと。

もう一つは、今立ったついでなんですけれども、一般家庭の加入料金が、今までは2,400円ですね、月200円ということで。ごみ袋制に移行した場合、大体一般的な家庭、夫婦2人、子供2人というのが、4人家族が大体一般的だという話を聞いておりますので、じゃ、どのくらい使用するのか。この2,400円と比べて、どのくらいの負担になるのかというこの2点。

それと、もう1点は、総務課長のほうにお聞きしたいんですけれども、簡単で結構ですから、広域ごみ処理の現在の経過と今後の見通し、それと、今考えている処理能力は、どのくらいを予定しているのかと。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず、収集ごみと直接搬入ごみの関係でいきますと、御宿町の場合には、収集ごみが3,850トンぐらいですね。直接の搬入ごみが300トンぐらいで、合計で4,100から4,200トンということでございます。

（発言する者あり）

○建設環境課長（米本清司君） 一応400トンぐらいを考えております。

また、どのくらいの負担になるのかということでございますけれども、現行では、例えば一般家庭ですと月200円ということで、2,400円の負担になりますけれども、改正された条例の案でいきますと、月に一般家庭で、例えば45リットルの袋ですね、週2枚使った場合に、一月4週

ということで、約400円ぐらいの負担になるのかなということで、手数料がですね。

また、20リットルのものを週2枚使って4週ですと、240円ぐらい一月ということでございます。

いろいろな考え方があるんですけども、45リットルを使うのか、20リットルを使うのかという考えで、基本的には御宿町の収集が週2日と。可燃ごみについてはそういう考えで、8枚という考えを持っていますけれども、今までのこの定額制の200円のほかに、排出する場合に、ゴミ袋を購入しているという人もおられます。そういう中で、ゴミ袋の代金を今までどおり負担するという考えでいきますと、それをマイナスすると、45リットルを使った場合には、一月約280円ぐらい。また、20リットルだと185円ぐらいになるのかなというふうには推測はしております。

いずれにしても、排出量に応じた負担の公平性ということを考えておりますので、その袋の大きさをどういうふうに各家庭減量化を考えながら使っていくかということが、一番重要な点ではないかなと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 広域市町村圏での施設の進捗状況というようなことでありますけれども、これにつきましては、11月1日に第9回の夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会が開かれまして、これにつきましては、さきの議員協議会等でご説明をしたところでありますが、簡単に申し上げますと、山田地区において、多少の説明の時間を要するというので、23年度事業については、一旦取り下げをして、24年度に新たに国県に申請を凶るというような手はずになっております。ですから、これから言いますと、多少当初の予定からずれ込んでくるのではないかなということが想定されます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そういう中で、このゴミ袋ですね、45リットルと20リットル。年間でどのくらい町あるいは公用を含めて、ボランティア、支給するという話で、あと海岸のゴミですね——という中で、どのくらい予定しているのかと。

また、その製造業者ですね。選定、入札、指名。契約は長期になるのかと。もらった資料では、燃やせるごみは50円、資源ごみは30円の予定ですけども、経費を除いて1枚について、町はどのくらいの収入を見込んでいるのかと。トータルでどのぐらいなのかと。加入料2,400円と比べて、歳計はどのぐらいになるのかと。

それと、先ほど課長が言われましたけれども、400トンという話ですけども、現在は4,220

トン。28年度は3,500トン。目標年度の37年度が3,100トンということが、あなたがくれたここに書いてありますけれども、そういう中で、事業系がどのぐらい減量して、どうしていくかということは、また事業系のとき聞きますけれども、先ほどの石井議員の話ですけれども、人口想定ができていない。こっちは人口想定はできているんですよ。前にも水道のとき、何千万回言ったんですけれども、基準で全く人口統計が違ってくると。じゃ、木原課長が言ったように、将来のごみの量を計算するのに、これは人口も計算してありますよね。37年度で6,000と、ちょっと見えないんですけれども、7,000とその間ぐらいですよ。同じ行政の中で数値を出す、また直接住民にかかわる想定を出す中で、あなたはまだ想定していない。こっちはもう3月に出ちゃっている。このアンバランスをまず説明してもらいたい。現に計画書に載っているんですから。とりあえずその質問に。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 将来のごみ量に関する人口想定ということでございますけれども……。

（瀧口議員「年間どのぐらいの枚数を」と呼ぶ）

○建設環境課長（米本清司君） 年間燃やせるごみの45リットル、20リットル合わせまして、約36万枚ぐらいというふうには考えております。

それと、基本的に手数料が50円ということになっていただいている形になってはいますが、その50円の中から、経費としまして袋代、あるいは売捌手数料、そういうものを支出していくというような形を考えております。

また、計画による将来ごみ量の計算に係る人口推計ということですが、この人口推計につきましては、4種類、細かい資料がないので、はっきりとしたことは言えませんが、4種類ぐらいの人口想定と計算式がございます。そういう中の一つを選んで、御宿町の処理計画と同時に、郡市内の処理計画も並行して進めていったというような形がありますので、その中で一番シビアな計算方式をとったというような形ではいたというふうに思います。

○9番（瀧口義雄君） 資源ごみは50円と30円という中で、36万枚つくると。手数料とかもろもろを引いて、トータルで町の収益はどうなるのかと。今まで2,400円もらった、あと事業系がその1万2,000円、あと持ち込みですね。事業者キロ6円。これと比較して、じゃ、町の収益はどうなるのかと。プラスになるのか、マイナスになるのか、現時点。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 歳計の関係でいきますと、ごみ処理手数料ですね。現在約

970万円ぐらいの収入になっているというふうには考えています。また、持ち込み手数料につきましては、750万円程度が現在の状況でございます。

手数料につきましては、1枚50円と30円。割合についてあれなんですけれども、約1,500万円の手数料としての金額が入ってくるだろうという中で、手数料だけを単純に計算いたしますと、約540万円歳入が増えるのではないかというふうに考えます。

また、その反面、歳出になりますと、袋の製作代金というものが400万円何がしの金額がかかってくるのではないかということで、歳出のほうで約370万円程度の支出が増えるということなんですけれども、そのごみの減量による例えば光熱費、医薬材料費とか、そういうものを勘案した場合に、差し引き約400万円程度の歳出の減が見込まれるのではないかというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 業者設定につきましては、なるべく透明性を持った発注の仕方を行いたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ということはこれ、単年度契約じゃなくて、ちょっと長期になるわけですか。毎年契約を変えていくという形じゃなくて、例えば5年間とかそういう形の契約をとるのかということが、質問の1点です。

それと、次、事業系に入りたいと思いますけれども、この中で、事業系の加入料、年間1万2,000円が、これは削除されておりますけれども、この辺で何で削除したのかということですね。それと、事業者は課長が説明されたように、第3条で、事業者は適正にみずから処理するという方向の中で、袋制はとらないということによろしいのですか。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず初めに、契約については複数年かというご質問でございますけれども、基本的に印刷するための型枠というんですかね。型版というんですか。そういうものも必要になってくるということで、基本的には複数年が適正なのかなというふうには考えております。

また、現行条例の業者の1,000円の負担金、定額制ということですが、基本的にこの指定袋制は定額制を撤廃し、排出量に応じた公平負担によりごみ量を減らすんだという考えがございます。ごみ処理経費の削減を図ることを目的と申しておりますので、公平性の観点から、定額制の撤廃をしたい。そして、一般家庭と事業者とを一律に量制にしたいという考えでござ

います。

現行の条例では、事業者と一般家庭との排出量に差がない場合でも、料金が今までは事業者は高かったと。一般家庭200円に対して1,000円ということですがけれども、また反面、1,000円を払っているの、量がいっぱい出てもいいだろうという、そういうふうな考えもマイナス面ではあるんじゃないかなということです。

また、現在でも多量の排出者については、許可業者等へ依頼している民間事業者がごさいます。そういう人たちのことを考えると、やはり公平性を保つことがいいのかなというふうには考えます。

ちなみに、この搬入業者につきましては、例えば自己搬入につきましては、20件弱の業者が自己搬入をしているということもごさいます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 事業系の質問なんですけれども、1番の、課長自身も前言ってましたけれども、御宿町は住宅と店舗を兼用しているということがごさいます。単独で事業所を持っているところもありますけれども、この辺のファジーさをどうやって区別していくのかと。そういう中で、税務課長、あるいは観光課長に、事業系で税金の申告している件数。また、商工会あるいは振興会に加入している、ダブっているのも、入っていない人もいますけれども、その辺の数値をちょっと教えてください。

それと、このファジーな部分をどうするのかと。本来なら兼用の家庭は、事業者は事業者で持ち込みと。家庭は家庭で分けるのが本来の筋でありますけれども、今まで大型でない店舗に限っては、家庭と店舗が混雑しているという中で、この条例改正において、その辺の明確な仕切りをどうするのかと。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 一般住宅と店舗併用住宅、あるいは季節民宿、そういうお話だと思っておりますけれども、基本的にあくまでも事業に基づいて排出されるもの、それを事業系のごみという考え方をしておりますので、例えば店舗併用あるいは季節の関係で、家族とかそういう人たちが生活している中で出るごみについては、事業系のごみという判断はいたしません。家庭系のごみということで袋に入れて、一般的に出してもらえればいいということでごさいます。

また、うちのほうで現在つかんでいる数字。事業所の数というのは、現在うちのほうで加入をしていただいているのは、74業者がごさいます。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 私が今持っているデータが古いんですが、平成19年度6月の広報等で、まず、大規模事業者が11件、それと小売業が96件の107件ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 事業系ということで所得を把握するのはちょっと難しいところですが、営業所得がある納税者の数ということで、約170という件数になっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そうすると、事業系は大体74件ということで理解しておりますけれども、そういう中で、事業系を、あなたの3月の説明では、これですね、これ。この6ページに、ごみの減量、資源の循環利用促進という形の中で、家庭ごみ系のやつや料金の見直し等やっていると。事業系のごみ処理料金の見直しと。排出量に応じたごみの処理料金体制の導入の中で、有料袋制に移行すると。あなたこれ3月。今やっていることと全く違う。私たちはこの説明を受けて、要するに事業系も有料袋制に移行すべきと。実際あなたは、これプリントミスだというならいいんですけれども、今の条例と全く違うじゃないですか。

それで、私たちも事業系云々という中で、減量に対する行政としての指導をどうするかと。営業だから、先ほど課長が言われましたけれども、野放図に出していいという話じゃないという中で、事業系に関しても、減量を努めてもらうという話は聞いておりますけれども、計画と出した条例が全く違う。それをまず指摘しておきます。

そういう中で、このファジーなものに対しては、そのまま認めていくと。店舗と併用の、住宅と併用のものは、もう住宅一般家庭として認めていくということであって、この条例がなかなか、条例としての明確さが欠けるんじゃないかなと。ましてや、例えば利子補給も受けられる。いろんな補助も受けられる事業。一般家庭は全く源泉とかそういう給与体系のものでいって、ここに不平等、格差が生じてくるということも1点指摘しておきます。

ということは、この条例がちょっと不備だということです。別にあえて事業系で搬入しろと言っているわけではないんですけれども、それなら事業用の袋をつくれれば、搬出はみずからするという中で、この問題解決するという指摘は以前にもしてあったと思うんですけれども、ごみの量云々、袋の大きさは別としても、この条例は、事業者、行政、住民、これ全部に網をかける条例で、町挙げて減量、再利用に努めようという趣旨の条例の改正だという理解をしていますけれども、事業者に対して全くそういう作用がされていない。ましてや1万2,000円減額されていると。ここにこの条例の不備があるというのは、1万2,000円減額されていますから

ね。たかだか1万2,000円という話もあるかもしれないけれども、住民は、先ほどの説明を聞くと、負担が増えると。袋制になって増えていくというものが、今答弁でありましたけれども、その辺のものを今後どうしていくのかという点ですよ。

次に、これはまとめて答弁で結構ですけれども、今のこの件に関しては。

次に、資源ごみなんですけれども、これは23年度決算でいいんですけれども、品目別でどのくらいあって、処理量がどのくらいかかって、販売手数料——一応販売ですね。リサイクルで売っていますから、どのくらいあるのかということ、まずお聞きしたいのと、この条例でいくと、この資源ごみ用の袋は30円ということをおっしゃるけれども、例えばこの茂原などは、資源ごみのボックスを置いて、品目を分けて、より分別を徹底して、リサイクルを目指していると。袋に入れなくて、そこのボックスにいろんなのを入れていけば、今度は回収もボックスごとに回収するから手間暇もかからないと。御宿みたいにまとめてぼんと入れる形じゃないと。そういう中で、わざわざ30円かけてまたごみの量を増やすという、ちょっとアンバランスな話なので、この辺をどう対応するのかと。

それと、じゃ、リサイクルセンターをつくった意味がどこにあるのかと。

それと、私たちが住んでいる御宿台の集積所も、ほぼ行政が指摘されるような分別をやっております。そこへわざわざごみ袋へ入れて持って行って、30円の負担をするのかと。他町からの持ち込みを警戒するという話も聞いておりますけれども、これは売るごみですから、現金を置いていってくれたと思えば、なかなか違うんじゃないですか。生ごみは処理料がかかりますけど、ペットボトルが幾らになるかとかわからないけれども、現金をわざわざ持ってきてくれたというような感覚でとれば、なかなかその辺はいいんじゃないかなと。

また、行政のほうで、この資源ごみの回収に対しては、古紙はそういう形とっているのはわかりますけれども、そういう対応を10月1日まで体制を整えていければ、資源ごみに対する袋というのは要らなくなるんじゃないかなと。まだ半年ありますからね。その辺で対応を考えたほうが、より住民の負担、また余計ごみを出すということはなくなるんじゃないですか。ちょっとまとめて。

私の考えは、茂原市のような手法を採用する気はないのかと。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず、先ほどの一般廃棄物の処理基本計画の関係でございますけれども、先ほど瀧口議員が出したのは要約版じゃないかなというふうに思うんですけれども。

この基本計画の中の、これ28ページになるんですけども、家庭系ごみのごみ処理料金の見直しということと、事業系のごみ処理料金の見直しということであつたわけしております。基本的には排出量に応じたごみ処理料金体制をつくるんだということで、有料袋による従量制ごみ処理料金制度の導入を行いますよというような記述がしてあります。

また、ごみ処理料金負担の不公平を是正するんだという文言、または事業系ごみのごみ処理料金の見直しについても、やっぱり有料袋による従量制ごみ処理料金制度等の一つの考え方として、ここに載っているわけでございます。

フアジーな面をどうしていくのかということでございますけれども、これは実際、非常に難しい面が、施行する中であるのかなとは考えております。また、要綱の中で、例えば一般家庭、事業者以外でも、1日当たりの排出量が現行だと10キロ以上のものについては、自分で処理をするようなことを考えてくださいというものもございまして。

そういう中で、今後この条例を承認していただくということになれば、施行に向けて、今度は外に向けて、住民のほうに向かって、説明なりいろいろお話をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、資源ごみの袋ということでございましてけれども、この袋についても、基本的には透明な指定袋に入れていただくのが一番ベストかなと。というのは、先ほどの瀧口議員も言われたように、越境ゴミあるいは、袋を使うことによる減量化に対する意識、そういうものが醸成されていくのかなというふうには考えます。

また、リサイクルステーションの活用方法ということでございましてけれども、たしかリサイクルステーションは町内に23から24カ所ぐらいあるのじゃないかなというふうには考えています。そういう中で、このリサイクルステーションに排出する内容につきましては、また区の衛生委員さんなり住民の方にも説明をしながら、よりよい方法を考えていきたいというふうには考えます。

一応そういうところで、今後住民との説明会、協議が発生していく中で、もろもろな意見があるいはそういう課題がもっといっぱい出てくるのかなというふうには思いますけれども、話し合いの中で一番いい方法、また基本的なスタンスは崩さないような方向で実施をしていきたいというふうには考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そういう中で、町がやっぱり資源ごみに固執するという話で、わざわざ無駄なものを捨てる必要はないというのも、それは僕の考え、ずっと変わらないんですけれ

ども、さっきのこの説明は、概要はこの、これをして、概要をしたんじゃないですか。それに書いてあると。こっちには書いていないと。僕ら余り、字読むの下手だから、概要読んでやっていますけれども、その辺の作業をちょっと説明は、ここまで来ちゃって説明もしづらと思うんですけれども、その辺が1点と、じゃ、事業者はこの資源ごみはどうするのかと。事業者。78件ある中で、じゃ事業者、これ生ごみと同じように処理場まで持っていかなきゃいけないのかと。今までそんな話は聞いたことがないんですけれども、事業者として明確に分けたら、そういう対応をとっていかなきゃいけないということ、1点ありますね。

それともう一つは、例えば事業所とって、78件ぐらいあるという中で、小川議員が指摘した案件ございますよね、何回かやっています。そういう中、この条例改正の中で、こういう事業者に対して、どのように指導していくのかと。長年の慣習、習慣ですね。私たちもごみ袋制じゃなかったという中で、小川議員が指摘したものが、ごみなのか、海藻なのか、その辺の判断をしてもらって、この10月1日の改正のときに、一応用意ドンでスタートできるような形を指導していかなきゃいけないんじゃないかなと。その辺の、まずこれはごみかどうかという認識と、ごみに当たるんでしたら、今後どうやって指導していくのかというものと、もう1点は、行政区において衛生委員を置いているのは承知しておりますけれども、この全部改正の施行の前に、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、5条の6に基づき、御宿町に廃棄物減量等推進審議会のそういうものを設置して、より環境保全に対する住民と事業者、町挙げての体制をつくっていくと。本来ならこれ先つくっておくべきだったんですけれども、そういうものを設置する考えはないのかと。

○議長（中村俊六郎君） 質疑の途中ですが、14時30分まで休憩します。

（午後 2時15分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き質疑を開始します。

（午後 2時30分）

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 先ほどの事業系の資源ごみはどうするのかというお話でございますけれども、現行の条例と同じような形です。中身的には大差はないというふうに考えて

おりますので。どういうことかと言いますと、容器包装の関係で、リサイクル品に指定されている、大きくいうと缶、瓶あるいはペットボトル、そういうものについては、現在でも分別をしっかりとさせていただいて搬入した場合には、料金はいただいております。それは、このリサイクルを進めるために、そういう手間をかけて、しっかりと分けてくれた方には、そういうものを無料というような形で、この条例の9条の2項にも、そういうことが書いてございます。この2項は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定に基づいて、分別し搬入した場合は、搬入手数料を免除することができるということで、リサイクルを促進するという観点から、こういう文言が入っているわけでございます。

また、今後のごみ処理、じん芥処理関係に関する委員会等の立ち上げですか。そういうものに関することにつきましては、今後検討し、なるべくそういう中でもんでもらうというのも、一つの考え方かなというふうには思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 答弁が漏れているのは、その22年度決算の資源ごみの推計。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 年度別の22年度の資源ごみの関係でございますけれども、22年度は、資源ごみの総数が約543トンということになっています。そして、その中の有価物、要するにお金になったものにつきましては、平成22年度につきましては、976万円の収入になっているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ほどの利用者の海藻等についてのご質問ですが、町としてはこの10月に、御宿岩和田漁業組合長あてに、漁業系廃棄物処理に関するガイドラインに基づき、適正な処理をお願いしたいということで文書を出して指導を行っているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そういう中で、資源ごみや事業系も関係なく、持っていってくれれば、行政が。あるいは持っていてもいいと。それはもう無料だと。免除すると。だから生ごみに関してだけ事業系は別だという考えでいいのかという確認と、先ほどの事業系の中で、店舗住宅兼用のものは、家庭ごみとして出しても構わないという認識の確認と、今、藤原課長から答弁がありましたけれども、あれはごみとして認定したということで、今後事業系のごみとして処理すると。そうした場合、例えば何か海藻等を切って磯根を云々というときも、それもどこ

がやるかはともかく、それもごみと。揚げて処理するということで、ちょっとまとめて言いましたけれども、よろしいですかという確認と、この資源ごみに関しては、別表に添付されていないという中で、今後この取り扱いはどうするのかと。

以上。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ほども申し上げましたが、ガイドラインの中では、一旦漁業者が採取したものについては、漁業者がみずから処理しなさいという指導がございますので、それにのっとった形で、今後とも漁業者に対して、組合を通じてお願いしたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 事業系の搬入に関する、料金を取るの生ごみだけかということがございますけれども、基本的には事業に関係して出たごみについては事業系のごみというふうな解釈をしております。そういう中で、リサイクル品目に挙がっているものについて、しっかりと分別がされていれば、無料で引き取るという考えでございます。

また、店舗併用等の住宅につきましては、これも非常に紛らわしい言い方になるかもわからないですけれども、日常生活に付随して発生したごみについては、一般家庭ごみというような解釈をしてもらうというふうに思います。

また、海藻はごみなのですかということですが、例えば廃棄物処理法関係において、海藻という記載が、調べましたら、現在のところまだ見つかっておりません。そういう中で、例えば伊豆方面の漁港関係にも照会をさせていただきました。その中で、行政で取り扱いはしていません、というようなご返事もいただいております。そうすると、どこに行ったのかなということもあるんですが、そういう中で、特に関係機関との協議もしていないと。多分これは昔からの慣習に基づいてやっているというところが、結構比重が重いのかなということです。

また中には、実情として漁船で沖に運んで海に返しているというところもあるということも聞いています。これは廃棄ということじゃなくて、自然に返していますという言い方の返事を伺っています。現在調べた中では、その辺のところでございます。

また、条例の中に細かい、例えばリサイクルの関係とかそういうものがないということですが、この辺につきましては、規則等で決めていきたいというふうには思っています。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あと2、3点ですけれども、私の住んでいるところは、宅地がちょっ

としたところしかないので、減量を目的とした堆肥化ですね、肥料化。現在970戸、定住が525軒ですか。そういう中で、芝、剪定木等、なかなか燃やすことができないという中で、再利用という形で、ほかの地区は大変広大な土地を持っていて自家処理ができると。布施のほうも、実谷の方もそうなんですけれども、御宿台のあの地区で、あそこで燃しちゃうわけにもいかないという中で、連休あるいは夏の土日の明けた月曜日なんて、ごみ箱開かないぐらいになっている。半分以上とっては、大げさにはならないと思うんですけれども、芝刈ったのと剪定木、あるいは葉っぱとか、そういうのがひしめいていると。これを大量に別な形で肥料化にすれば、大変減量になると思うんですけれども、一つのこれは提案でございます。堆肥場をつくっていただければ、減量につながるのではないかなという、まず1点の提案と、もう1点は、木原課長のほうの担当だと思うんですけれども、御宿台は3者協定という、ちょっとわけのわからない形の中で、町に移管した町有地を年何回か協議の中で、約2,000万円かけて芝を刈っております。これは協議の中で決定しているものであって、とやかく言うことはないんですけれども、10年で2億円です。さっき2,000万円だか3,000万円だって話が出ている中で、協働の町づくりの中で、そういう形はよしとする中で、それにしても、本来行政がやるべき話です。そういう中で、町有地の業者がやった、芝刈った後の処理も、お金を出して捨てているという中で、同じグラウンドを企画のほうでやっているというのは、それは町有地へ捨てるということ。処分しているというか。せめて刈った芝のものぐらい、町で引き受けてくれても、全くいいんじゃないかなと。それまではお金出して捨てているんですよ。それは業者も利益になるから捨てているという面もあるかもしれないけれども、2,000万円という結構な金を、この10年間費やしていますからね。2億円あればまた別な、例えば総務課長が言ったようなLEDだって、年2,000万円で680基立ちます。御宿台、2年でできますよ、そういう方針とれば。だからせめて減額の中で、減量を含めて、芝刈りの刈った芝を、町有地、あなたたちが捨てる場所に処分場として提供する気はないのかと。その2点です。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 御宿台の3者協定に基づいて、区分分けして管理をしていただいております。3者は、御宿台の住民の代表の方、また西武と町ということになっています。

今後はそういう視点もあると思いますので、3者協議の中で協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 庭の雑木あるいは芝等を堆肥化する、チップ化する、そうい

うところは、大きな市では民間業者あるいは第三セクターみたいなところでやっているというお話は聞いています。

基本的には、事業に付随した、出たごみという考え方が基本ということでございますので、いずれにしましても、堆肥の関係とかそういうものに対して、今後一つには、コンポストの補助とか、そういうこともやっています。

あとは平等性というところで、すぐ結論が出るというわけにはいかないのではないかなというふうには考えますけれども。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

一つに、今回、有料の指定ごみ袋制の、一般質問と同じような質問ですけれども、導入することでありますが、まだ全国には、いわゆる有料化していないと。要するにごみの収集に対して有料化していないというところもある。ごみ袋を指定している自治体はあるというふうに思うわけでありましてけれども、御宿町はもともと、先ほどからあるように、1軒当たり200円ですか、2,400円ということで、料金いただいているという経過もあるわけでありまして、有料の指定袋ですよね、今回。それをしないと、ごみ袋の減量化というのは進まないんですか。逆にいえば、全国にまだそういうところ、料金を取っていないというところもあるわけでありましてから、それとの違いをどのように認識しているわけですか。こうしたものの説明の中では、公平性を含めて減量化が進むというような説明ではあるわけでありましてけれども、そういう自治体と御宿町の町民と、何が違うんですか。それはどのように理解されているのか、お聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 冒頭に、条例改正のための背景というものを説明させていただきました。その中で、基本的には廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の計画的な推進を図るんだというものの中身が改正されたということが、一番大きな点だというふうには思います。そういう中で、環境省からそういう手引なるものが発表されたということで、これを受けて全国的にそういう方向性に地方自治体が進んでいくというふうなことでございます。

御宿町におきましても、これを受けて、基本的に進んでいくという解釈も一つあるんですが、一番大きなものとしましては、まず一番、減量化だと。減量化が一番大事ですよということで、じゃ、なぜ袋にするのということですが、もう一つの大きな要因は、広域のごみ処理施

設が今後推進していった場合に、統一された近隣構成団体の施策が必要になってくるだろうということでございます。それも大きな比重があるということで認識をしているわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 全国的な流れと言われても、現在そういうのがあるのは、実態は承知しているかと思います。

今、何回か同じような説明を受けたところでありますけれども、たしか収集事務においては、今後の広域の事務取り扱いについては個別に行うと。自治体ごとのそういう方針ですかね。でありますから、それを一つにするというなら、また話は違うんですよ。個別に行うということであるならば、先般もほかの議員も質問されておりましたけれども、ゴミ袋で収集業者が来たその後に、パッカーですか、そこに入れちゃうわけですよ。ですから、そこでもう攪拌されちゃうわけですから、袋は当然、切れたり破れたりしますよね。それともそのまま「御宿町」って書いた袋のままで行くわけですか。そうじゃない。昔、ゴミ袋を収集したころは、平ボディのトラックに集めた、広報なんかの写真なんかも見ましても、載っていますけれども、そういうのはわかりますけれども。ということで、それは私は。

ただし、越境ごみの問題はわかるんですよ。もう一つ、御宿町特有の問題としては、私、袋制導入する一つの理由としては、観光の中で、やはりさまざまなごみの出す形態があるというのは、やはりこれは統一して、環境美化という観点からも、ゴミ袋に捨てるかどうかは別ですよ。シンプルなごみの排出の形態。きれいなごみの出し方の形態というのは必要であるというのはわかります。これは住民にとってもそうだし、町以外の人、それはそう感じるんだろうなと思います。いろんな形態があるのは、私も承知をしています。という状況だと思うんですね。

それで、じゃ、今般の政策のこの改正案でありますけれども、先ほどの質問の中で、大体通常今、2回程度の収集をしているという中で、45リットルを使った場合には、6回程度ということでございますので、幾らになりますか。3,600円ですか、年間で。ということであります。ごみの減量、資源の循環利用の促進、これは今何を見ているかと申しますと、家庭ごみ指定袋導入化実施計画、平成23年度という案を見ているわけですが、先ほど課長が説明されました3Rの推進、容器包装廃棄物の抑制、生ごみの肥料化、再生品使用の徹底、集団回収の拡充、それから学校や各種団体における環境教育、不適切な排出者、不法投棄の防止に向けた施策ということで載っておりますよね。これは基本、幾つかの中に、細かいのは言わない。目新

しい御宿町のこれまでの施策内容としては目新しい内容は入っておりますけれども、従来の更新の法そのままだと。要するに新しい内容として入っているのかというと、それほど新しい内容は入っていないんじゃないかと。それはそう思うんですね、私。

先ほども学校買う、買わないの話もありましたけれども、これ事実上負担増になっていくわけですね、町長、これ。よその自治体、例えば鎌ヶ谷市でありますけれども、鎌ヶ谷市などは、例えば例えば0枚券、20枚券ということで、無料引きかえ券というのを発行しているんです、袋について。こういう中で、いわゆる施策誘導、住民協力を進めていくと。先ほど私、一般質問で提案をいたしましたおむつですよ。こういう処理なんかもこの中に入れることもできると。ですから、例えば今般これ50円ということで提案をしてきたわけでありましてけれども、じゃ、その負担増になるだろうという部分、当面の間、こういう無料券みたいなものを発行して、負担増を抑えると。負担増を抑えるとともに、一番の目的は減量化なんですよ。減量化のマインド——気持ちを高めてもらおうと。意識を高めてもらおうということが大事だと思うんですね。私ね、町長、これ優しさが足りないと思うんですよ。特に大震災を受けて、直下があるんでしょう、町長。これが新しい制度を導入するときに、それがどういう町民生活を及ぼすかと。先ほど担当課長、報告されたとおり、負担増になるんですよ。じゃ、そこをどうしていくのかというところが大事なんじゃないんですか。だれにも優しい町づくりなんじゃないですか。しかも、それは単に減免するだけじゃないんですよ。それは今後、今、課長がさっきからずっと我々に提案説明していただいている減量ですよ。最終的には町負担の軽減じゃないですか。それとあなたがおっしゃられている環境の町づくりでしょう。観光の町づくりでしょう。つながるじゃありませんか。40年、50年、御宿町ができてから、ほとんど同時に私は観光が始まったというふうに理解しております。昭和30年、合併しましたよね。それで当時、ごみでは、民宿がはやったときに、ハエの問題、町のそこらに山のようにごみが積まれてあったじゃないですか。そういうものを私たち先輩は、一つ一つ解決をしながら、ダイオキシンの問題のときもありました。それから、ミニ合併のときもありました。御宿町が大原町のごみ受けたんですよ、小さい町が。そうしたことをしながら、御宿町は町民と一緒に協力をしながら、先ほどのリサイクルハウスもそうです。分別だって、今はほかの町も進んできましたけれども、御宿町は全県でもトップクラスの回収率を誇っていたじゃないですか。そういうものを踏まえながら、御宿町は次どうしていくのかと。新しい施策をするには、人並みじゃいけないんですよ、町長。人並みでいいんですか、それとも。たしか美化ステーションというの、町長が発案されたんじゃないですか、職員時代。ちょっとわかりませんが。私いい名前だと思うんですよ。

そういうの大切だと思うんですよ。そういう形で広域に今後ごみの大方の処理を委託をしていくという中で、町独自でやれるものって何でも当然、私は出てきていると思う。それはわかりますよ。じゃ、そのときに、どういう施策展開を行うのかということが大事なんじゃないですか。町長、ちょっと答弁お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） きょうのこの条例改正のテーマといいますか、趣旨は、今まさに石井議員さんのおっしゃるように、町民の皆さんの減量化の意識を高めるための最も適切な手段だと、指定ごみ袋制は。そういうことでご提案させていただいているわけですが、そういう中で、いろいろなきれいな町づくり、あるいは今いろいろとおっしゃられましたけれども、そういうことに関して、この運営、遂行していく中で、じゃ、さらにどうしたらいいのかというのは、先ほども出ておりましたけれども、また検討委員会なり立ち上げさせていただいて、検討させていただければなと思います。

そういうことで、先ほどもありましたけれども、ごみ袋の指定というのは、いろいろ、全国あるいは近隣の自治体で、実体験として、経験の中で、確かに指定にしたら、ごみが減量していると。そういう一つの傾向といいますか実績の中で出ておるわけでございますから、決してこれ、マイナスには私はならないと。どのぐらいの効果が出るかなということになると思いますので、ぜひご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 先ほど、今後の減量化でありますけれども、マイナス10%ですか。10ポイントを目安としてしたいというようなお話もありました。

千葉市の一般廃棄物処理基本計画。これは23年7月でありますから、推進審議会の一番新しい答申の内容なんですけれども、これを見てちょっと驚いたんですけれども、千葉市はこの間、さまざまな理由はあろうというふうに思いますけれども、あのような大都市で、焼却ごみ、何と3分の1削減。3分の1ですよ。大変大きな目標だと思うんですね。こういう目標を掲げております。だからこれがいいということではないわけでありまして。こうなったらどうなるかと申しますと、逆にいうと、いろいろな面で住民の皆さん、特に高齢化の中で、ごみの出し方一つ見ても、なかなか困難な部分あろうと思います。分別も含めまして。ただ、分別が進めば、こうした結果が出るんだよと。例えば負担がこうなります。じゃ、そのおかげで、例えば今やっている新聞紙だとか段ボールであれば、地区回収という中で、それは地区の運営資金の一部に充てられると。これも御宿独自の内容なんですけれども、こうしたものも含めてや

ってきているわけですね。ですから、そういう面では、今まで、先ほど出してきたごみ減量化のさまざまな手法、こうしたものも、変わりばえがないと言いましたけれども、変わりばえがないというよりも、今後こうしたものを本格的に実施していかなければならないと思うんですね。

今、先ほど広域、大分おくられているような報告ありました。ちなみに大多喜町では、既に第1期計画、第1期というわけじゃないんでしょうけれども、ミニ広域のときに、全面的に燃やすごみをいすみ市、夷隅町ね。今でいういすみ市ですけども、そこに委託をしたという中で、あいた職員の中で、ごみの減量化、どう取り組んでいるというようなお話も伺った経緯がございます。こうしたものも、今すぐに職員があくわけではないわけでありましてけれども、そうしたものも視野に入れていくということも、大変重要だろうというふうに思うわけでありまして。そうした中で、現実的に美化が進み、負担も減り、町自体の負担も減る。住民の負担も減るし、町の負担も減っていくという方向性が出てくるんだらうなというふうに思います。その辺について、来年度から実施されるわけで、これがもし可決となれば、そうなるわけでありまして、そうした場合に、細かい指標を、例えば先ほど申し上げました鎌ヶ谷市では、こうしたグラフによって、住民の皆さんのご協力でこれだけごみの減量化が進みましたよと。ちなみに21年度では、対前年かどうかわかりませんが、排出量が3.1%。ここはまだ人口増自治体ですけども、1人当たりのごみの排出量は右肩に下がっているんですね。というようなことも踏まえながら、本当に丁寧な、住民の中に出ていただいて、説明、一緒に汗を流しながらやっていただくということが大事だろうと思います。

そういう面では、今米本課長のところは建設課、水道課、それから環境ということで3班、今現状ですか。それから、今後機構改革でどうなるかわかりませんが、その中で、現場というのは焼却場も持ちながら、現実的な作業も持ちながら、住民に対するそういう説明、啓蒙指導というのが必要になってくると思いますけれども、それ抜きには、今、町長がおっしゃった内容というのは実現できないというふうに思いますので、その辺についての来年度以降の具体的な事業内容計画というものをもっと掘り下げて実施してもらいたいと思うし、我々や住民に対しても、提案説明をしていただきたいと思います。それについて。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 今まで区長会、衛生委員、また産業建設委員会、議員協議会、そして町づくり推進委員会と、いわば代表者を中心にして説明を行ってきたわけでございます。この条例が承認いただけるというふうになれば、実際に予算化を、新年度予算の作業に入っ

いくということになります。

また、それと並行しまして、過去に皆様にお配りしました、導入に関する工程。そういうものに基づいて理解をいただけるように努力をしていきたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定についてご説明いたします。

本議案は、平成24年4月1日より、夷隅郡市広域市町村圏事務組合事務所を現在の勝浦市墨名815番地の56から、いすみ市弥正88番地1に移転することに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

移転場所のいすみ市弥正88番地1は、旧夷隅町の夷隅農林業センターがある場所で、1階部分の会議室と2階部分の事務室等を利用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第4、議案第3号 平成23年度御宿町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設観光課長(米本清司君) それでは、平成23年度御宿町水道事業会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出から説明をいたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億6,725万8,000円に522万2,000円を増額し、水道事業費用を2億7,701万2,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、支出科目の第1款資本的支出、第1項建設改良費の金額を4,490万9,000円に350万円を増額し、資本的支出を5,599万8,000円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にて説明をいたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の修繕費は、浄水場の薬品注入設備等の修繕費300万円を計上しました。

次に、配水及び給水費の給料・手当につきましては、異動に伴う職員1名分の減額と、修繕費は、第3配水池薬品注入設備修繕ほかとして400万円を増額しました。

総係費の手当につきましては、事務に係る時間外手当として 8 万3,000円を計上しました。

また、4 ページの資本的収入及び支出の資本的収入、工事負担金につきましては、中山間地域総合整備事業に係る県負担金 350万円を計上しました。

次に、資本的支出、建設改良費、配水及び給水費の工事請負費ですが、同じく中山間地域総合整備事業に伴う給水管の移設工事費350万円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

3 ページであります。水道事業費用という中で、浄水場薬品注入設備修繕ほかということで、補正であるようではありますが、あと第3 配水池薬品注入設備修繕等ということで、何か昨今の予算等で同様な内容を見たような気がするわけでありましてけれども、これは12月補正ということでありましてけれども、通常当初予算じゃなくて、補正対応になった理由ですね。

それから、たしか同様な名前の事業が喫緊にあったかと思いますが、それとの関係。確かに全体的には相当老朽化が進んでいるというのは承知しているわけでありましてけれども、それを含めまして説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設観光課長（米本清司君） ただいま議員のおっしゃるとおり、老朽化に伴う機械の修繕というものが非常に大きな比重を占めてきているということです。

ご存じのように、この水道施設に関しては、供用開始以降、33年が経過しているという中で、機械器具類の修繕が非常に増えているということでございます。そういった中で、塩素の薬品注入とか、そういう機械関係、または量水器等の偶発的な故障が発生しているということです。特に最近顕著にそういうものが見られてきているという中で、これだけのこういう金額を計上させていただいたわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 言っていることはわかるんですけども、なぜ補正対応になったかと。要するにこれは新規、逆に言えば3月の当初予算にこうしたものは見込めなかったのかということ、私、直接的には聞いているんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設観光課長（米本清司君） 当初の予算計上になかったものが、故障が発生しているとい

うことです。この既定予算の中で幾つかの工事をお願いしたという経緯もございます。そういう中で、予算に不足を生じてきたものと、もう一つは、今後そういうものが発生した場合に、金額に不足が生じるという懸念がございましたので、こういう計上をさせていただいたわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第4号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第4号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,891万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,225万7,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、歳入では国民健康保険税の減額、国庫負担金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金等の増額、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金等及び償還金等の増額でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,700万円の減額は、予算編成時は税率改正も想定した額で計上しておりましたが、税改正分を繰越金により精算することとしたため、医療、介護、後期高齢者の現年度課税分を減額することといたしました。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 補正額1,721万6,000円の増額は、保険給付費等に伴う療養給付費等負担金の増額と交付決定に伴う老人保健拠出金の精算によるものでございます。

3 目特定健康診査等負担金、補正額37万7,000円の減額は、特定健康診査等負担金の交付決定によるものでございます。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、補正額1,610万円は、退職者医療にかかわる療養給付費等交付金の交付決定によるものでございます。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、補正額1,114万4,000円の増額は、65歳以上の前期高齢者の保険者間の均衡を図るために交付される前期高齢者交付金の交付決定による増額でございます。

6 款県支出金、1 項県負担金、2 目特定健康診査等負担金、補正額37万7,000円の減額は、国庫負担金と同様に特定健康診査等負担金の交付決定によるものでございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、補正額1,000万円、及び2 目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,000万円の増額は、高額な医療費が小規模保険者等に与える影響を緩和するため県内で実施している共同事業の交付金です。当初予算額を上回る見込みであることから、保険給付費の財源として増額をするものでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金、補正額5,220万4,000円の増額は、平成22年度の繰越金を保険給付費等の財源とするものでございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費の1 目一般被保険者療養給付費、及び2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費、補正額合計7,626万9,000円の増額は、前年度同時期と比較いたしまして療養費の平均が伸びていることから、当初の保険給付費に上乗せをするものでございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費の1 目一般被保険者高額療養費及び2 目退職被保険者等高

額療養費の補正額合計1,128万円の増額は、半年間の療養諸費及び高額療養費が前年度と比較いたしまして大幅に増加いたしました。当初見込んでおりました率を上回ったため、補正対応としたものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金等、補正額217万3,000円の増額は、社会保険診療報酬支払基金のシミュレーションシステムにより概算で予算措置しているものが、その後の交付決定により不足が生じたものでございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、補正額1万3,000円の増額は、後期高齢者支援金等と同様に、交付決定により不足が生じたものでございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、補正額100万円の減額は、老人保健制度につきましては、既に廃止されておりますが、精算分で拠出金が生じる可能性がありましたので、概算で予算措置しておりましたところ、交付決定により医療費分は拠出なしということになりましたので、減額をするものでございます。

8款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査に対する国県負担金の減額により財源更正をするものでございます。

続きまして、10ページをお開きください

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、補正額21万円の増額は、遡及資格異動等により前年度分保険税を還付するものでございます。該当者が多く、予算が不足となりましたので増額させていただくものです。

3目償還金、補正額996万5,000円の増額は、国庫負担金の療養給付費負担金の返還金ですが、前年度に申請額よりも1,000万円多い額が交付されましたので、実績報告による精算により返還が生じたため補正をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

なお、本補正予算につきましては、平成23年11月18日開催の国保運営委員会にて承認をいただいておりますので、報告をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第6、議案第5号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) 議案第5号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回提案させていただきます補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,375万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億193万6,000円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、介護給付費の施設介護サービス費の増加に伴い不足が生じることから追加補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをご覧ください。

歳入よりご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金 1目介護給付費等負担金1,050万5,000円の増額は、介護給付に係る国庫負担金として、現年度介護給付費負担金が430万円、過年度介護給付費負担金が620万5,000円となるものです。

4款支払基金交付金 1項支払基金交付金 1目介護給付費等交付金及び2目地域支援事業支援交付金の補正合計額1,008万1,000円の増額は、支払基金交付金として現年度介護給付費等交付金及び過年度地域支援事業支援交付金の交付決定によるものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金736万1,000円の増額は、国・支払基金の確定による県負担分で、現年度介護給付費負担金500万円、過年度介護給付費負担金236万

1,000円となります。

7ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金12万6,000円の増額は、地域支援事業に充当するため一般会計から繰り入れを行いました。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,568万3,000円を充当し収支の均衡を図りました。

続いて、8ページの歳出をご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費4,363万円の増額は、施設介護サービス利用者の増加によるものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費11万1,000円の増額は、人事異動に伴う共済費の不足分となります。

下段の同4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費1万5,000円の増額は、同様に人件費の手当分に不足が生じることから増額をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

8ページ歳出の中で、施設介護サービス給付費の増ということでの補正の説明があったわけですが、この利用者ということでありますが、何名ほどなのでしょう。できれば今何名が利用されているか。全体予算の中で、今何名が利用されているかというのがわかれば、あわせて説明いただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 現在10名が利用しております。当初から2名増えております。介護利用料金といたしましては、5カ月分で850万円ということで考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第6号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第6号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4,250万円を追加し、補正後の予算総額を33億4,970万円と定めるものです。

補正の主な内容でございますが、福祉に係る扶助費の追加、要援護者避難支援システムの導入、ホイロローダーの購入や消防団等公務災害補償金の追加のほか、教育施設の改修等について補正するものです。

補正財源といたしましては、扶助費や要援護者避難支援システムの導入などにかかわる国・県支出金のほか、平成22年度からの純繰越金2,846万8,000円を充て、収支の均衡を図りました。

次に、第2条の地方債補正でございますが、町道の路肩崩落における災害復旧事業に係るものであり、補助対象経費のうち町負担分について災害復旧事業債を追加するものです。充当率は100%であり、償還金の95%が後年度の普通交付税にて財政措置されることとなっております。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、歳入予算ですが、14款国庫支出金ですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で482万円の追加。内訳としましては、2節心身障害者福祉費負担金については、更生医療に対し、国が2分の1を負担するもので、利用者の医療費の増により29万5,000円の追加です。

17節介護給付費負担金については、障害者福祉について2分の1を国が負担するもので、サービス内容や利用者増により452万5,000円追加するものです。

3目災害復旧費国庫負担金の87万4,000円の追加ですが、10月22日の豪雨により町道0205号線、これは上布施・立山地先の路肩が崩壊したことに伴う災害復旧に係るもので、補助対象事業費に対し3分の2が負担されます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金ですが、294万9,000円の追加。2節心身障害者福祉費負担金23万1,000円は、利用者の医療費増のほか、障害者に係る生活利便性等に関する調査経費について交付を受けるものであります。16節介護給付費負担金については、国庫負担金同様、障害福祉サービス内容や利用者が増加したことによる負担金の追加です。

2項県補助金、2目民生費県補助金の542万9,000円の追加です。1節社会福祉費補助金500万円ですが、有事の際の要援護者に係る避難支援システムの導入に関し、全額補助を受けるものであります。3節心身障害者福祉費補助金42万9,000円はグループホーム等の入居や通所など、福祉サービスの利用者が増加したことによる補助金の追加です。

4項農林水産業費県補助金の1万5,000円は、環境に配慮した農業従事者に対する補助であり、国においては全体の2分の1を直接農業者に支払い、4分の1ずつを県と町で補助するものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金については、平成22年度からの純繰越金で、2,846万8,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

21款町債、1項町債、5目災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧にかかわる町負担分として40万円を追加いたします。内容につきましては、第2条地方債補正にてご説明申し上げたとおりでございます。

以上、歳入予算として計4,250万円を追加補正しております。

続いて、歳出予算でございますが、10ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当16万9,000円は、通勤手当、住居手当の増加による補正です。4節共済費95万7,000円の減額は、追加費用が確定したことによるものでございます。

13節委託料と19節負担金補助及交付金の減額は、通常、県内市町村の統一試験として県自治センターで実施する職員採用試験日が、今回は町議会議員選挙投票日と重なり、単独試験となったため、日本人事試験センターに委託したための予算の組み替えと、また、受験申込者が多くなったため補正するものであります。

5目諸費、11節需用費6万1,000円は、上布施新久井地先道路の交通事故防止赤色回転灯の修繕に係るものでございます。15節工事請負費45万5,000円は、津波避難誘導看板の設置に係る経費でございます。

2項徴税费、1目税務総務費は支給要件の変更に伴う職員手当の追加補正であります。

2目賦課徴収費、13節委託料及び14節使用料及び賃借料は、本年8月導入予定でございました新家屋評価システムが、震災の影響により開発がおくれ、年内導入が難しいことから減額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3節職員手当及び11ページの3目心身障害者福祉費、8節報償費、11節需用費は歳入でご説明いたしましたが、障害者に係る生活の利便性に関する調査に係る経費で、全額県より交付されます。

10ページにお戻りいただきまして、1目社会福祉総務費の7節賃金から、11ページ、18節備品購入費までは、有事の際の要援護者に係る避難支援システム導入・管理に係る費用でございまして、これも全額県より補助されます。

2目老人福祉費、28節繰出金12万6,000円は、介護保険事業に係る職員人件費への追加繰り出しでございます。

3目心身障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金66万9,000円及び20節扶助費919万3,000円は、歳入でご説明したように、それぞれ福祉サービスの利用者増によるものでございます。

23節償還金利息及び割引料192万円は、平成22年度分の障害者自立支援給付費負担金、障害程度区分認定等事業補助金、及び障害者医療費国庫負担金の精算返還金でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費につきましては、平成22年度分子ども手当の精算返還金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費、3節職員手当は通勤手当の増でございます。

3目環境衛生費、11節需用費60万円は境川生活排水処理施設、海側フェンスが塩害により腐食し、倒れたためつけかえるものでございます。

12ページ、18節備品購入費787万5,000円は、平成14年度に購入しました海岸清掃用のホイローダーが11月に走行不能となったことから新規購入するものでございます。

2項清掃費、2目じん芥処理費、15節工事請負費399万8,000円は、清掃センター炉の内部修繕工事が新たに必要となったため、補正をお願いするものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金3万2,000円は、本年度より開始されました環境保全型農業直接支援対策交付金交付事業について申請があった

ため、補正するものでございます。

2項林業費、2目林道整備費5万円は、林道掘切線、これ実谷でございますが、10月22日発生の大雨により一部崩壊したため、土砂撤去に係る費用を補正するものでございます。

6款商工費、1項商工費ですが、3目観光費で、風評被害等により、例年以上に観光キャンペーンを実施したことから、職員手当に不足が生じ、不足額を追加補正お願いするものでございます。

7款土木費、3項住宅費につきましては、岩和田団地において、腐食により床の張りかえ修繕が必要なことから、11節 需用費で12万円を追加計上するものです。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の513万円ですが、3月11日の東日本大震災による消防団の死亡者数、行方不明者が多く、公務災害補償を確実に担保するため、これまでの掛金を1,900円から2万4,700円に引き上げられたことによるものでございます。3目消防施設費25万円ですが、第4分団の消防団詰所において雨漏りが生じていることから、補修工事をお願いするものです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の10万円ですが、御宿小学校の使用不能となっている焼却炉が老朽化により腐食しており、安全管理上支障があることから解体処理をするものでございます。

3目組合学校費273万8,000円は、布施小学校の浄化槽について、経年劣化により正常に機能しなくなっており、取りかえ工事を要することから追加負担をするものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費ですが、石油ストーブを試運転したところ、形式が古く修繕がきかないことから、3台分について新たに購入することから、18節備品購入費14万8,000円を追加補正をお願いするものです。

2目教育振興費ですが、20節扶助費4万2,000円は新たに1名の援助対象者が増えたことから追加するものです。

14ページに移りまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、2節給料から4節共済費までは人事異動に伴う職員人件費の組み替えです。8節報償費10万円は、黒沼ユリ子さんのご協力により、24年1月にリサイクルが開催される運びとなったことから追加するものです。

2目公民館費ですが、大ホールステージの雨漏りや屋上への点検ドアの腐食などから、経年劣化によりふぐあいが生じていることから、施設を安全かつ適正に管理するため、11節需用費78万7,000円を追加し、修繕を行うものです。

次に、10款災害復旧費、1項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費136万5,000円は、

歳入予算にてご説明しましたとおり、10月22日の豪雨により町道0205号線（上布施・立山地先）の路肩が崩壊したことから対応するものであり、国の災害査定を受けた上で、対象事業費の3分の2が国負担となります。

4項文教施設災害復旧費、1目文教施設災害復旧費の62万5,000円ですが、先の補正予算（案）第5号にてご承認いただきました旧岩和田小学校体育館の屋根の復旧について工事を開始したところ、といの腐食やほかの雨漏り箇所が見つかったことから追加工事を行うものでございます。

以上、歳出予算総額4,250万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を33億4,970万円とするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

2点ほど私お聞きしたいんですけれども、14ページの災害復旧ですね。今回は10月22日の災害によるものだということなんですけれども、大体40日ぐらいかかると。災害工事の場合は、補助金の内示が決定してから出てくるという中の、40日なら早いほうじゃないかなと思っているんですけれども、そういう中で、以前も小川議員が指摘したんですけれども、災害があってはならないんですけれども、御宿町は恒常的に発生しております。

そういう中で、年数回起こっている海岸線の風で吹き上げる砂ですね。その撤去に関して、災害があってはならないんですけれども、予算措置、目節を設定して、迅速に対応できる形はとれないかと。防災林とか等々できれば、なかなかよろしいんですけれども、今の時代、なかなかそういう大規模な工事等々が難しい中で、迅速に対応するという中で、節目の設定をお願いして、予算措置をお願いできないかというのが1点と、もう一つは、前回ありましたような海岸の漂着物の撤去ですね。これも補助金がついてからという中で、町でも大分努力して撤去をしてくれておりましたけれども、なかなか撤去まで時間かかると。その間に終わっちゃうと。あるいは流れていっちゃうというような中で、海岸、海は御宿の生命線だということをさんざん言われていますから、そういう中で対応できる予算措置。

それともう一つは、場所によって担当所管が違うという中で、その辺の統一した形でできればよろしいのではないかなと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 海岸の砂撤去、早急にとれないかということでございますけ

れども、現行予算では、そういうものに対して予算は組んでおりません。今までタイヤショベルを臨時の人あるいは町の職員で運転して対応してきたということでございますけれども、今回のこの予算の中身を見ていただけるように、タイヤショベルが故障したということで、現在作業ができない状態になっているということでございます。

また、海岸の漂着ごみということでございますけれども、平成22年度から一般公共海岸の漂着ごみに対する県の条例ができて、それについて、県が予算の範囲内で対応してくれるというものがございましたので、町がなるべくやれるところまではやって、それ以降については県でやってくれるというようなお話になっていますので、今回はそういう対応をとらせていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいま瀧口議員さんからご指摘いただいた件につきましては、私もやはり、海岸線の、一つは美観と、一つは砂が上がったとき、非常に危険なんですね。そういうことで、確かに即時的な、できるだけ早い対応が、町民の皆さんも望んでおりますので、ご理解をいただく中で、これからのことですが、ある程度の予算確保させていただくという形で対応させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

じゃ、そういう中で、来年度予算にある程度の予算措置ができるという認識であります。

それともう1点は、ページ10、委託費25万2,000円。職員の採用試験業務委託という中で、町議選があった中で、同日という中でできなかったということで了解しております。

そういう中で、総務課長、応募実績ですね。それとあと多賀課長にお聞きしたいんですけども、御宿町の人口構成の中で、法令上有資格者ですね。保健師、ケアマネ、社会福祉士。どのくらい人員確保してなきゃいけないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 本年度の職員採用等についての実績についてご説明を申し上げます。

今年度につきましては、定員適正化計画に基づきまして、一般事務3名、保育士2名、また計画にない早期退職者の補充として、主任介護支援専門員もしくは保健師1名ということで、合計6名の公募をしたところでありまして、10月25日号のお知らせ版、町ホームページ等で公募をいたしました。応募数は、一般事務3名に対しまして60名、倍率20倍というような、全国か

ら多くの方々に応募をいただいたところであります。保育士につきましては、2名に対し10名というところで、これも倍率5倍というようなことをございました。残念ながら主任介護支援専門員、もしくは保健師については、応募がなかったということをございまして、これは退職に伴う補充ということをございますので、今後至急また再募集を計画をしておるところであります。

1次試験につきましては、11月20日に終了しております。2次試験につきましては、12月15日に予定をしておりまして、可能な限り年内に結果の発表をしたいということであります。

また、公平性を期するために、この採用の実績等については、ホームページ等で個人情報を除いて掲載をする予定としております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 御宿町の保健師の有資格者の配置人数ということをございますが、地域保健対策の推進に関する基本的な方針というのがございまして、これに基づきますと、市町村の保健センターの運営及び保健活動という形で保健師を配置しておりますが、明確な数字は、人口割では出ておりません。運営のために現在3名を配置しております。

また、地域包括支援センターの運営といたしまして、1号被保険者が3,000名以上の場合には、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネと言われる職種が1名、それから社会福祉士が1名、あと保健師が1名という形の配置となっております。

ただ、私どものほうの地域包括におきましては、第1号被保険者が3,000人ちょっと超えたぐらいでございますので、その部分を保健師が2名という形で対応しておりますので、全体からいたしますと、保健師5名、社会福祉士1名という配置になっております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 有資格者ということは承知しておりますけれども、応募が少ないという予想の中で、35歳に引き上げた。たしか以前も応募がゼロであったという中で、40まで引き上げた経緯があると思うんですけれども、総務課長が発表したとき、少し危険があるんじゃないかなと思ったんですけれども、賢明な総務課長だから、あてがあるんじゃないかと思っておりますけれども、なかなかそういう状態には至らなかった。昨日も白鳥議員ですか、職員適正化計画について質問がありましたけれども、22年度も採用試験で上級者がゼロだったと。初級3名、公募の中で7名採用したと。そういう中で、初級と上級の差異はどこにあるのかと。違いはどこにあるのかと。

それと、職員適正化計画の中で、ここへ出ていますけれども、平成26年度が大体100人体制でいくという中で、このページの1にありますけれども、削減ありきの計画ではなく云々とあります。住民のサービスを支障なく提供できる適正な定員管理を行っていくと。それは確かにそうなんでしょうけれども、町長も言われているように、人を減らしてもサービスは減らさないということをおっしゃってありますが、これは人を減らすんじゃなくて、最終的には増えていっちゃうような形で、サービスも当然必要なんですけれども、時代と逆行していると。また、合併しない方針を転換した中で、これは行革の放棄宣言と受け取れかねないものです。組織の見直し、指定管理者制度の導入、民活の導入など、努力して切磋琢磨した後に、そういう現状が見えればいいですということと言えるんですけれども、この辺で指定管理者は社協と宝ゴルフ、パークゴルフですか。その辺しか見えないと。民活導入においても、なかなかその辺が見えてこないという中で、将来的に人件費、財政における占有率も、途中までは示されておりますけれども、木原財政課長、また渡辺税務課長がきのう答弁されたように、当面財政的には苦しい状況は続くという中で、職員数だけがが増えていくと。占有率もあるんですけれども、合併しない方針で当面行くという中で、これはちょっとアンバランスな形になっていくんじゃないかなと。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 初級、上級の差はということでもありますけれども、初級につきましては、高校卒業程度。上級につきましては大学卒業程度というような通常の認識であります。

（発言する者あり）

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 給料面が違うということですね。給料面で違います。

あと、定数が、増やすことが財政的にどうなのかという、そういうご質問だと思いますけれども、これにつきましても、昨日のご質問の中でもお答えをさせていただいておりますが、各課ヒアリング実施の中で、現在の業務量から考えると、大変いっぱいいっぱいどここの課もやっている状況にあるわけでありまして。そこを何とか工夫しろというご意見ではあるかと思っておりますけれども、その辺は、臨時職員の登用であるとか、そういったところ、今後できるだけ少ない定員の中で対応していきたいということで、この5カ年の計画を立てたところでありまして。

また5年後、新たな定員適正化計画、また今回の状況を見ながら策定することになるかと思っておりますけれども、今後はその責任の重さであるとか、そういったものから、臨時職員等を登

用していかざるを得ないと。財政的にはそのようなことも含んで対応していかなくちゃならないという状況にあらうかと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後になりますけれども、要するにこの3年続けて総務課長、ミスっているんですよ。わかりますよね。それは相手のあることかもしれないけれども、必要だから公募すると。応募が来ないと。40でやったら40で継続していくべきだった。あるいはもう少し上げるべきだった。その辺と、あと上級を採用しようとするには、それなりに目的があったわけですよ。違いは給料面だけだというだけだったら、全部初級で採用して、安い賃金で使えばいいんですけども、上級を採用しようとした意図の中で、それを初級に潜り込ませたと。それと、今回も必要だから、また社会福祉の面は大変重要になっていると。御宿の高齢化率は40%、また御宿台は60%超えちゃうという中で、必要な中で担当課長が要求したんだと思うんですけども、その辺の、時によって35であったり、40であって、前は一般行政事務と同じだったと。有資格者の数が、キャパが少ないという中で、当然子育て終わった人とか、リタイア組とか、そういうものに対象を当てざるを得ないというのと、もう1点は、なぜこんなに保健福祉課が出入りが激しいのかと。風通しが悪いのか、あるいは管理面が悪いのか、その辺よくわからないけれども、余りいい話は聞かない、現実の話。そういう中で、この私の知っている有資格者の人も、御宿町は受けねえよという、さらっと言っただけで、やっぱりその業界でそういう風評が立っているんじゃないですか。やっぱりこの資格を取ってすぐというよりは、実地経験を持った人のほうが、より現実的に使えるんじゃないかと。そういう中で、40でも50でも年齢引き上げて、10年間でも働いていただけると。実践経験を持った人が、より現実の社会福祉の対応をとっていけるという形で、例えば40にすれば、40以下の人は採用できますからね。もう少し年齢上げれば、技術面ですけども、できるという方向性も考えて、担当課長が必要な人員を確保していくと。恥ずかしいじゃないですか、何度も何度も応募し直すというのは、ちょっと人事管理の面で、なかなか問題があるんじゃないかなと思って指摘しておきます。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 保健師の採用につきましては、今ご指摘の懸念は充分承知をしております。しかしながら、これは御宿町だけの問題ではなくて、郡内異動がかなり激しいという職種であります。と言いますのも、今、介護保険制度の充実であるとか、そういったところで、民間からのそういう引き抜きも多分にあるわけですね。それでどうしても職をかえてしまうという事で、今年も2市2町で保健師の募集を行っております。

過去にはやはり同じような状況で、2市2町で公募しましたら、2市2町にはどなたも応募者がいなかったというような状況もございました。そういうことで、苦肉の策で、年齢を45歳まで引き上げたことがございました。幸いにしてそのときは28歳の方が応募していただいたというようなことでありますけれども、今回の年齢につきましては、いすみ市、勝浦市の年齢要件に合わせて、公募させていただいたというようなことで、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保健師につきましては、学校のほうからの研修生の生徒の受け入れもしております、三育学院あるいは淑徳大学という形で、なるべく多く門戸を広げさせていただいております。募集に関しましても、そういったところをもう少しこまめに回りながら、募集範囲を広げてまいりたいというふうに思っています。

保健師のメンタルヘルスの問題もありますが、ご承知のように、私どもの課は、非常に幅広く、少ない人数で対応しております、そちらの職員のメンタルヘルスに充分留意はしているつもりでございますが、今後もその辺は、なるべく残業しないで仕事が進むようにしたいなど。それにはやはりマンパワーが必要であるということが一つありまして、また人事課長とご相談しながら進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私のほうから、職員採用あるいは適正化について、一言申し上げさせていただきます。と思います。

ただいま瀧口議員さんからいただきましたご指摘については、今後充分配慮していきたいと考えております。

また、この採用等について、例えば定年が来ておやめになる方がいるわけですが、2人なら2人やめて、じゃ、2人採用するという形で、基本的にはそういう形なんです、長く勤めて、30年、35年勤めて1人やめる。それで若い人を1人入れる。戦力的に全然違うんですね。ですから、非常に厳しい部分があるんですが、今やはり考えておりますことは、基本は健全財政を維持するというのは基本なんです。そういう中で、住民サービスの低下を招かないという1点と、もう一つは、職員の健康をどういうふうにして保持していくかという、この2点を配意しながら、気を配りながらやっております。そういう中で、いろんな工夫をしながら、住民サービス低下はまずいという中でやっております。

そういうことで、各課職員も一生懸命努力していただいていると私は思っておりますけれども

も、ただいまいただきましたご指摘については配慮していきたい、気を配っていきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今、10ページの総務費の一般管理費、採用試験業務委託ということで議題になっておりますけれども、私のほうからも一言。

一つは、採用した中で、どう育てていくのかということも、町長、大事な観点だと思うんですね。健康づくりも当たり前の話だと思いますけれども。その中で、先ほど広域事務組合、ここもたしか職員研修の事務をやっているというふうに思います。確かに今、定数より減じている状況の中、またさまざまな事務が国・県より町に委任されている中で、職員、それからまた事務内容が、例えば水道事業でありますとか、それからごみ処理事業ですね。こういう事業を町として独自に持っているというさまざまな理由があると思うわけでありましてけれども、この中で、私はやっぱりせっかく採用した職員を、やっぱりきちんと育てていくと。そして住民サービスに寄与すると。そのためには、やはりきちっとした計画的に育てていくということが私は大事だろうと思うんですね。この点について、町はどのように考えておられるのか。この際ですので、伺っておきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 職員をどういうふうに育てるかというご質問でありますけれども、きのうの貝塚議員さんの質問でもお答えいたしましたけれども、職員は少数精鋭ということの中で、できるだけ即戦力になっていただきたいということで、研修計画を立てまして、年間の研修計画の中でいろいろな研修に参加をしていただきます。特に、今スキルアップ研修というものをやっております、係長、主査クラスが講師となって、主事、主事補を対象に研修をやっています。それは主事、主事補の研修を受けてもらうんですけれども、講師をする側も、それは研修なんだと。話し方の研修、相手に伝えるというような、そういう研修も、今取り組んでおるところであります。

研修の一通り終わった段階で、受講生から講師の評価もしてもらおうと。その講師の評価に基づいて、それぞれこの点がちょっと足らなかったと。よければ褒めてあげるといような、そういうよりそれぞれやる気になるような、そういう研修の方向に今切りかえてやっておりますので、それとあわせて、例えば千葉県への職員派遣であるとか、長期の派遣なども、今検

討を進めておるところであります。御宿町は合併をしないで単独で当面の間やっていくというような、その選択の中で、やはり行政を支えていくのは一人一人の職員であると考えておりますので、その辺の研修もちょっと、1人ではちょっとというのは非常に大きいところではありますが、何とかそういう研修も計画の中に含めてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

スキルアップ研修をやっているということでもありますけれども、例えば先般、ごみの説明を受けたわけでもありますけれども、多くの、例えば議会でいろいろな説明があるわけでもありますけれども、課長さんみずから説明をされております。これらもやはり、例えば主任だとか含めて、係長だとか、ちょっと名前はあれですけども、あると思うんですね、担当者が。その人が説明を行うと。上司が補足説明を行うと。いわゆるプレゼンテーションですね、今はやりの言葉でいうと。そういうものを積極的に行っていくような、私たちほかの自治体なんかは、よく研修に行きますけれども、そのときではやはり、実際の担当者がそういう事業を説明していくんですね。非常に誇らしげに、やっぱり若い職員ですけども、堂々と説明していただきます。そうしたものがやっぱり、現実的ないろんな事務に、また本人のやりがいですよ。やっぱり例えば僻地だったら僻地医療とかということで、そういうことで目指していく、そういう医者もいらっしゃいますよね。やっぱりこういうところ、御宿わざわざ選んできたわけですから、そこでやっぱり初心が生きるような、そういう気概のある職場づくりが私は大事じゃないかなと思うんですね。

それともう一つは、そのためには例えばOA機器、簡単に言えばパソコンなどでしょうけれども、こうしたものなども、ことしですか、若干新しくしましたけれども、非常に古い機種で、見てみますと、大変動作が遅いんですね。これも時間の無駄なんですよ。あなた方の職員に1時間単位というのは、言うまでもないことだと思いますけれども、これ更新しただけで、文書をつくるにしても、大幅に時間短縮になるわけですよ。そういうことだって、我々ちょっと見ただけでも目に見える部分で、確かにお金かかるかもわかりませんが、じゃ、それやってどういう効果があるのかと。そういうものを使って、プレゼンテーションをどんどんしていくという職員つくっていったらどうか、と思うんですね。そういうことも含めまして、新しい計画つくっていくわけですから、こういう職員をとる。何のためにとるのかと。そうした職員が本当に住民のために働いてもらえると。そういう環境づくりというのもあわせて大事だと

思いますので、この際ですので述べておきたいと思います。これは答弁要りません。

防災諸費ということで、防災施設工事ということでありますが、この内容について説明願います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防災諸費の45万5,000円でありますけれども、これにつきましては、誘導看板の改修工事であります。これは既存の工事、看板を改修するということであります。堺川の河口、それから魚秀前、多目的広場、赤樽橋交差点というところで、既存の看板はついております。ポールが立ってしまっていて、横に足が出ているというような、そういうタイプのものでありまして、これも避難表示が御宿小学校になっているということで、これを御宿中学校に表示をかえるということで、これは修繕と言いながら、この印刷代であるとか、その辺にかなりお金がかかろうという中で、45万5,000円というような、工事費を計上させていただいたところでありまして、一体的に避難誘導看板とあわせまして、これを直さないといけないものですから、補正対応をさせていただいたという内容になっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先般の一般質問でありましたが、いわゆる津波対策として、標高表示ですね。電柱等の帯状のものを設置するということではありますが、先ほどの説明の中では、大変数が少ないように認識しております。町民のほうからも、大原、近隣市町の現状を見ましても、大変多数つけてありまして、どこでもすぐ、今、海拔が幾つなのかという中で、避難の指示が出た場合に対応できるというふうに思うんですね。個々区ごとのいろんな防災避難訓練、これも大変大事なわけでありますけれども、そのための指標をどうしていくのかと。それから、最近の例では、いわゆる数十センチとか1メートル程度の津波というのに対して、非常に鈍感になったと申しましょうか、大したことないんじゃないかって。要するに20メートル、40メートルっていうのが余りにも先行し過ぎて。ところが30センチでも甚大な被害が発生するのが津波だということで、専門家もおっしゃっているようでございます。そういう面で、この海拔表示というのは、そういうのを日常的に認識させる上では、非常に私は有効であるというふうに思いますので、これはもっとたくさん設置していただきたいというふうに思うんですけれども、これはどうなんですかね。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 標高表示看板の設置につきましては、補正で対応させていただき

まして、既に今回は6基設置をしております。須賀、浜、久保、高山田と六軒町というところで、各地区1基ずつということでありまして、あと避難所については、これまでも既に設置をしておるところがございます。あとは職員の手づくりによるもので、10基ほど今回設置をいたしました。これにつきましては、議員ご指摘のとおり、常日ごろから自分のお住まいになっている周辺が、どのぐらいの高さになっているのかという事が、避難の目安となるのは、そのとおりだと思います。

そういうことで今後、数は増やしていきたいと考えており、来年度も、事業費の中に組み込みたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 本当に津波はいつ来るかわかりませんので、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。

同ページ10ページ、民生費の中で、社会福祉総務費ということで、これは500万余の補正ということではありますが、先ほどの説明では、有事の際の避難システム調査ということですか。何かそのような説明であったかと思いますが、これは大変大事であろうとは思いますが、具体的このシステムの中身、これが大事になろうかと思いますが、これはどういったものを想定して調査を行うべきなのでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） この事業につきましては、安全生活支援事業、地域支え合い事業ともいいますが、いわゆる高齢者、ひとり暮らしの方たちの日常生活は、いろんな状況がございます。高齢者対策の一環といたしまして、皆様の管理の情報。例えばひとり暮らしであるとか、同じ家の中でも、息子さんとか家族の状態、あるいは本人の体の状態ですね。そういったものをすべて管理しまして、これが有事の際に、例えば今まで情報が警察あるいは消防団、町行政それぞれの、情報が整理されていなかったところがございますので、その辺を一元的に整理いたしまして、情報提供して、より良い支援体制を整えるということを目指しております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

情報を入手して提供するということが、今までこうしたものが、私も含めて数々の議員が提案をした中で、いわゆる個人情報の壁があって、なかなか思うようなシステムが構築できない。また、その情報の利用ですね。これがなかなか難しいという説明があったかというふう

に思うわけでありませけれども、これはどうされるのかと。提供というのはだれに対して提供するのかということです。

それと、もう一つこの中で大きな部分備品購入383万円ですか。これ大変大きな額の備品が購入されるようでありませけれども、これも含めて説明をいただきたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） さまざまな機会で、確かに個人情報の問題ございまして、私どものほうで、今一番情報として持つておるのが、民生委員が中心とした情報ですね。社会福祉協議会のほうで、ひとり暮らし高齢者あるいは介護を要する人等、整理しているわけございませが、こういった方々に改めて手挙げ方式をお願いをしようかなということございませ。やはり個人情報のあれがどうしてもぬぐい切れなところございまして、ですので、今の状況では、手挙げ方式で民生委員を通じて、最後ですね、地区の高齢者を中心とした皆様がどういふ状態で生活をされていふか。また、既往症関係まで、介護度の中で、例えば介護度が幾つであるかといふような情報はうちのほうにありませるので、そういったものをコンピューターのほうに整理いたしまして、改めてその方が介護度が上がったり、変わったり、亡くなったりとこつていふ、そういう情報の管理を、私どものコンピューターのほうでさせていただけと。それがいざ有事のときに、例えば避難所の開設したときに、それぞれのところにいらっしやらない方もいらっしやいませし、まだいらっしやたら名前だけでは、それに当たつた避難所の管理をしていふ職員がどんな状態かといふのがよくわかりませんから、お名前を伺えば、それぐらいの人がどんな形で、どういふ介護をどのくらい受けていふ、そういった情報を一元的に私どものほうで管理をさせていただけ、そういった有事のときに、お問い合わせがあれば出せるようにしておきたいといふふうには考へておひませ。

383万円といふのは、そのためのパソコンとプリンター、支援システムの関連ソフト、そういったものを整備するお金ございませ。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ちょっと文言だけではなかなかわかりづらひいんではせけれども、これから調査してつこつていくといふことであらうと思ひませるので、私が心配していふのは、多分クリアされるんじゃないかなと思ひいんではせけれども、今パソコン使用とおっしやいませけれども、今般の大震災では、非常に長期間にわたつて停電があつたと。それから、発電機等もガソリン等も非常に入手しづらひ状況があつたといふ中で、それからあと通信ですね。これも携帯電話等も断絶した中で、連絡とかとれなかつたといふ中で、要するに情報の一元化してあつて

も、それが活用できない状況が私は、一番大事なときに、一番大きくて一番大事なときに活用できない状況が生じるのではないかということが懸念されるわけですよね。ですから、そうした際にも当然、それは当たり前、私が指摘していることは、申すまでもないはずのことですので、クリアされると思うんですけれども、そこも踏まえまして、これからつくっていかれるわけですし、きちんと有事の際に活用できる内容にしていきたいと思います。これは今後進めるんでしょうから、またこれは答弁は結構です。

次に移ります。

11ページの衛生費の中の、実際は12ページになろうかと思えますけれども、備品購入費ということで、ホイルローダーを購入するというので、787万、約800万円の補正ということでありますけれども、このホイルローダー、先般も利用について、この議会の中で質疑もあったところでありまして、これはたしかホイルローダーと一緒に清掃機も購入したのではないかと、当時ね、思います。これがなぜ購入することになったのかということですね。

それから、このホイルローダーでありますけれども、これは単独でさまざまに利活用できるものだというふうに認識しております。今現在のものは、いわゆるバケットとって、例えば土砂等をすくい上げる口みたいなものですが、これがかかなり大きいものなんですね。ですから、土砂の性質、相手の性質によっては、なかなかすくいづらいと。作業がしづらいという状況があったように認識しております。ですから、せっかく購入するのでしたらば、例えばそういうバケットも、大小二つ、それから御宿は先ほどからも質疑されてはいますが、藻くずとか海岸部での漂着物などもたくさん揚がりますね。そうしたものの除去等も、いわゆるフォーク、爪だけのものですね、長いもので。それをつかむもの等、たくさんあるわけですが、そうしたもので、やっぱり作業能率。作業能率ということは、作業員の安全性、それから周囲の安全性も含めてのことですね。こうしたものにつながるというふうに思いますので、前はそういう作業機ですよね。清掃機を牽引するという目的の中での、たしかセット購入だったというふうに思いますが、今回これ単品購入でありますので、その辺のところをやはり、やるんだったらきちんと抑えるべきかなと思います。

そこでちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 今回のトラクターショベル、ホイルローダーですね。故障の理由ということなんですけれども、基本的にラジエーターの部分にひび割れがあったということで、冷却水が漏れるような状態がずっと続いていたということです。

そのほかにも、ほかの部分が経年劣化による腐食が非常に激しくなっていたということで、一部修繕しても効果が見込めないというようなお話があったわけです。実際に冷却水が漏れていたんですけれども、補給しながら作業を行っていたというのが、現実でございます。何百万もかかるというお話の中で、そういう延命措置をとっていたということですが、とうとうそのごまかしというんですか、きかなくなってきたということで、最終的にはオーバーヒートして、作動が停止したということでございます。

バケツの種類ということで、いろんな種類があると思うんですけれども、基本的に今まで使っていた穴のあいているバケツについて、一番利用頻度が高いというような観点から、この一つを選ばせていただいたということでございます。また、その他の陸上等で、砂の除去等、ほかの作業等あるときには、たまにですけれども、清掃センターの小型のローダーを借りたりとか、そういうやり方をしているのが現状でございます。

清掃機につきましては、今のところまだ十分使えるというような、一応メンテナンスはしておりますけれども、そういう状態でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

重機でありますけれども、やはり普通の車と全く違うんですよね。仕事はするわけですが、そのかわり、非常に危険性が高いものでありますから、故障のような状況です。修理が必要なものをそのまま使うということは、もう私は言語道断なことだと思うんです。私はもうその時点で中止をするかという判断が必要だと思うんです。例えば傾斜面で物を支えて、そこで重機が何らかの形でエンジンをストップしたら、下手したら転倒しますからね。あり得るんですよ。そのときに作業員、それから修理のときにほかの人たち、例えば海岸だったらどうなりますか。そういうことが起きるわけですよ、重機というのは。ですからその辺の、それについては、まず一つは日常管理ですね、何度も言いますが、まず、朝開始する前、それから少なくとも終了後。通常、一般操縦機使っているところは、どこも点検簿みたいなものをつくって、何時間稼働したのか。オイルの量はどうか、グリスアップはどうかを含めて、全部点検をするんです。点検しないと、逆に言うと怖くて乗れませんよ、そういうものは。普通は1人の人をどんどん使いますから、いいんですけれども、御宿は見てみますと、いろんな方が利用されていますから、どういう状況になっているのかというのも、なかなかわかりづらい。

それから、場所によっても、いろんな課が使う状況もあるというふうに思うわけです。です

から、こうしたものを使うわけですから、また今度もこれ購入するということでもありますから、それについては十分注意していただきたいと。安全管理、これはそういう指導もあると思いますから、そういう講習も含めまして、この利用についてはきちんと、それこそ方針ですね。つくっていただいて、利用していただくと。

それからもう一つ、たしか先般このホイールローダー買ったときには、さびを防ぐ電子機器をつけてあったと思うんですね。これで沿岸部で使うについては、さびが相当抑えられるような説明も受けたわけでもありますけれども、それはどういう効果があったのかということも、ちょっとこの機会ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 前回もついていたということで、今回も何か、電子防さび機器というんですか、ラストアレスターという名前のものだということで、一応これについてはさびを防ぐということなんですが、本体に接続してあるということで、本体部分については、そんなに支障は出ていない。さびも出ていないということなんですが、そのほかの例えばオイルパンとか、そういう細かな部品関係については、腐食が激しくなるということでございます。

基本的にメーカーのお話ですけれども、海岸での使用ということで、最高、長くても10年が限界でしょうと、そういうようなお話を伺っています。

また、ちなみに、御宿町と同時期に購入した市町がございましてけれども、稼働しているところもあれば、既に廃車になっているところもあるということで、その作業状況によりまちまちではありますけれども、一応海岸での作業ということで、条件は非常に悪いというようなことは伺っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

日常的な管理ね。これは答弁いただかなくてもいいですけども、きちんとやってくださいよ、管理簿つけて。そういう日常管理、安全管理ね。講習も含めて。

次に移ります。

次に、同ページ12ページの中の農林水産業費、農業振興費、環境保全型農業直接支援対策交付金ということ。これは本年度より始まったというようなご説明をいただいたわけですが、どういう事業であるのかと。これは3万2,000円ということのようでもありますけれども、これ枠があるのが、要するに金額もしくは件数ですね。そうしたものもあわせて説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘のとおり、農業者戸別所得補償事業の一環として、ことしから始まった事業です。この事業は、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに配慮しつつ、土づくりを通じて、化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減を図るということでございます。

具体的には、例えば農薬等を減らしまして、議員も前にもご質問がありましたが、カバーケロップの作付表とか、そういった作物を植えて、化学肥料、農薬減らす循環型の農業に対して、国で一部助成を行っております。例えば直接化学肥料を減らしクローバー、そういったものを植えた場合については10アール当たり4,000円の補助がございます。また、それとあわせて、農業直接交付金を加えて負荷低減が可能なものについては、8,000円ということでございますが、今回については、高山田の一部の方がこれに協力しまして、10アール当たり4,000円の単価の事業を進めているところでございます。

（発言する者あり）

○議長（中村俊六郎君） もう少しですので、我慢してもらって。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 10アール当たり4,000円ということであります。いわゆる環境負荷を下げる方向、エコ農業ということの説明だったかというふうに思います。高山田の農家の方は、種目と申しましょうか、品目と申しましょうか。これは何だったのでしょうか。

それともう一つ、先ほど私が質問した中に答えていらっしゃるんですけども、これは枠はあるのかどうかと。今、直接支払い、いわゆる戸別所得補償の一環だということでありますけれども、その大きな枠というのは、大体おぼろげに想像できるわけでありましてけれども、例えば100件申請すれば、100件御宿町で該当できるのかどうか。それともさっきの光発電みたいに6件だったら6件しかないのかと。あと金額として、全体として枠があるかどうか。

もう一つ、ついでですからお聞きしたいのは、この須賀地先ですね。要するに駅裏の農地ですね。ここは該当するのか、しないのかということもあわせてお聞きしたいんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回は高山田の方は、菜の花を一たん植えて、それを肥料として最終的には使うということでございます。また、この交付金につきましては、この一定の要件がクリアできれば、戸別補償とあわせて可能でございます。

部田前についても、この事業については、こういった軽減の条件が整えば可能でございます。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

町としても、より有効な施策だというふうに思います。ぜひ広く普及していただきたいというふうに思います。細かい点は今後に譲りたいと思います。

次に移ります。13ページであります。消防費、非常備消防費ということで、公務災害基金ということで、513万円ですか。補正対応しておるとは思いますけれども、これは例の震災の関係だろうというふうに思うわけでありまして、これについて、具体的な内容ですね。それから、具体的な内容というのは、町の1人当たりの負担と、それから、例えば殉職された場合ですか。その場合、今回これ幾らぐらい支払いになるのか。

それから、これは永続的なのか。それとも今年度限りなのかという点についても、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ただいまのご質問の内容についてご説明いたしますが、これにつきましては、消防団員の公務災害の補償金について、東日本大震災による影響により、不足額が約200億円程ということでございます。これにつきましては、今年度限り、市町村の消防団員等の公務災害補償責任共済契約に係る掛金を、団員1人当たり、これまでの1,900円を2万4,700円に引き上げるということでございます。

御宿町の場合、225名が定員でございますので、これまでの42万7,500円から、55万7,500円ということで、513万円の不足額を補正上程をさせていただいたという内容でございます。

仮に殉職者ということでありますが、一時金ということで1人当たり2,160万円が支給されることとなります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それから、教育費の中で伺います。

一つは、小学校費の中の焼却炉解体処理委託ということで、これは先般視察を行ったときに見せていただいた内容だというふうに思いますが、これは焼却炉ですので、私はダイオキシンについての心配があるわけでありまして、これについてはどのように対応されるのかと。

それからもう1点、学校管理費、これはストーブ、中学校というようなご説明だったかと思っておりますが、中学校、2階の特別教室の廊下との間仕切りですね。これは今年度つくっていただいたと。設置していただいたというふうに思います。これも見せていただきましたが、ただ、準備室等の関係、まだ屋根裏と申しましょかね、天井が非常に広い状態でありまして、ここ

のところも何日か寒い状態が続いておりますので、中学校の環境はどうなっておるのかと。それからまた、それを、私はやっぱり空気を循環させるような、そうしたような仕組みなども必要だというふうに思うわけでありませうけれども、それを含めまして、お伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） まず初めに、小学校費の焼却炉の解体という件でございますが、こちらにつきましては、まず、ダイオキシンに関しまして調査をいたしまして、その後に、特に異常がなければ撤去するというような考え方で費用の積算を行ったものでございます。

それから、中学校費のストーブ、美術室の件ですが、こちらにつきましては、夏休みに廊下との天井部分を仕切るという形で工事を行いました。学校のお話ですと、暖かくなっているという意見はいただいております。

今回、現行予算の中で、今お話のありました、暖かい空気を循環させるため、業務用の扇風機を、階段部分の上に空間がございますので、そちらに何基か設置をする方法で、今準備をすすめております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで5分間休憩します。

（午後 4時31分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時38分）

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、小川征君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（8番 小川 征君 登壇）

○8番（小川 征君） 請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央4の13の12。氏名、千葉県弁護士会会長、木村龍次。

紹介議員、小川 征。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されていますが、他方では地域主権改革の議論が進む中、消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念されています。

国は地方消費者行政充実のため、継続的かつ実効的な財政支援を行うべきであり、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を図ることができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連帯、連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきであり、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位、待遇についても、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であるため、住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するために、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要であります。

以上のことから、実効的な財政措置、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示、消費生活相談員の地位、待遇向上を可能とすることができる任用制度の創設、地方消費者行政の支援を求めるため、意見書を提出するものです。

詳細は、内容を添付する資料のとおりです。

採択くださるよう、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、小川征君、賛成者、貝塚嘉軼君、伊藤博明君から、発議第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（中村俊六郎君） 小川征君、登壇の上、説明願います。

（8番 小川 征君 登壇）

○8番（小川 征君） 発議第1号、平成23年12月9日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、小川征。賛成者、貝塚嘉軼、伊藤博明。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規

定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては、配付いたしました意見書（案）のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長よりあいさつがあります。石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成23年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、条例改正案を初め、6議案についてご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなり、ここに御礼を申し上げる次第でございます。

早いもので今年も残すところ20日余りとなりました。未曾有の被害をもたらしました東日本大震災と、それに端を発した福島第一原発の事故はまさに国難であり、各地にさまざまな影響を与えました。

しかしながら本町では、それらを少しでも跳ね返すべく、経済支援施策や各地で自粛の傾向でございました花火大会の実施を初め、日独150周年記念樹植樹祭など、議員各位、関係各位のご理解とご協力により、さまざまな事業を展開し、いずれも無事に終了することができました。ここに改めて御礼を申し上げる次第でございます。

来年の干支は「たつ」でございます。干支にちなみ、御宿町も各分野にわたり、町民の皆様

の英知が結集され、活力、機運が高まりますよう努力してまいる所存でございます。議員各位におかれましては今後ともご指導、ご鞭撻のほど、お願いを申し上げます。

時節柄お体に充分にお気をつけられ、穏やかに新しい年を迎えられますようご祈念を申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、円滑な運営ができましたことを厚くお礼を申し上げます。

年末年始を迎え、何かとお忙しいこととなりますが、議員各位におかれましては、健康に充分ご配慮され、つつがなく新年をお迎えいただきますようご祈念いたします。

以上で、平成23年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 3月14日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 伊 藤 博 明

署 名 議 員 大 地 達 夫